

令和6年10月27日執行予定

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

指定病院等における
不在者投票事務処理要領

鳥取県選挙管理委員会

目 次

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 第1 | 不在者投票 | 1 |
| 第2 | 不在者投票をすることができる期間 | 1 |
| 第3 | 不在者投票をすることができる者 | 1 |
| 第4 | 不在者投票管理者となる者 | 3 |
| 第5 | 不在者投票を行う場所 | 3 |
| 第6 | 不在者投票の立会人 | 4 |
| 第7 | 不在者投票の手続 | 5 |
| 第8 | 投票の送致 | 7 |
| 第9 | 船員である入院患者等の不在者投票について指定港の市町村の選挙管理委員会に請求する場合の特例 | 8 |
| 第10 | 不在者投票手続の変更 | 9 |
| 第11 | 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等 | 9 |
| 第12 | 不在者投票事務処理状況の記録 | 9 |
| 第13 | 指定病院等における不在者投票 | 10 |
| 第14 | 第2・9号様式の記載要領 | 11 |
| ◎様式集 | | 15 |
| 第1号様式 (依頼書) | | |
| 第2号様式 (請求書甲用紙) | | |
| 第2・9号様式 (乙用紙) | | |
| 第3号様式 (不在者投票宣誓書・請求書) | | |
| 第4号様式 (投票用紙) | | |
| 第5号様式 (投票用封筒) | | |
| 第6号様式 (不在者投票証明書) | | |
| 第7号様式 (不在者投票証明書用封筒) | | |
| 第8号様式 (送致用封筒) | | |
| 第9号様式 (送付書甲用紙) | | |
| 第10号様式 (船員の不在者投票用紙) | | |
| ◎指定病院等における不在者投票の具体的な事務手続例 | | 34 |
| ◎別表1 市町村選挙管理委員会所在地等一覧表 | | 39 |
| ◎別表2 指定病院等一覧 | | 40 |
| 【凡例】 | | |
| 法48の2①Ⅲ | 公職選挙法第48条の2第1項第3号 | |
| 令50① | 公職選挙法施行令第50条第1項 | |
| 最審1 | 最高裁判所裁判官国民審査法第1条 | |
| 最審令1 | 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第1条 | |

| 事務の内容 | 注意事項 |
|---|---|
| <p>第1 不在者投票</p> <p>不在者投票とは、選挙期日に、選挙人が投票所に行くことが困難であると考えられる一定の事由に該当することが見込まれる場合に、選挙期日の前に投票することができる制度です。(法49、48の2①)</p> | <p>不在者投票の管理執行に当たり、その手続如何によっては、争訟に発展し、選挙人に不信感を抱かせることにもなりかねません。事務処理に当たっては、法令及びこの事務処理要領に定めるところにより、公正かつ厳正に行ってください。</p> |
| <p>第2 不在者投票をすることができる期間</p> <p>指定病院等(第3の1から4までの施設をいう。以下同じ。)において不在者投票をすることができる期間は次のとおりです。(令56①、令57①、令58①、法270の2②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員総選挙 <ul style="list-style-type: none"> 10月16日(水)から10月26日(土)まで(公示日の翌日から選挙期日の前日まで) ・最高裁判所裁判官国民審査 <ul style="list-style-type: none"> 10月16日(水)から10月26日(土)まで(告示日の翌日から審査期日の前日まで) <p>ただし、告示前4日以内に新たな裁判官が任命された場合は、10月20日(日)から10月26日(土)まで(審査期日7日前から審査期日前日まで)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の選挙管理委員会への投票用紙等の交付請求は、午前8時30分から午後8時まで行うことができます。(法270の2①、令142の2①I) 2 公示日当日は不在者投票をすることができませんので注意してください。 3 法律の改正により、前回H29の衆議院議員総選挙から、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票をすることができる開始日が原則として同一日となりました。 ただし、告示前4日以内に新たな裁判官が任命された場合は、国民審査の不在者投票ができる期間は審査期日7日前からとなりますので注意してください。 4 事務処理上、施設内において、特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。 |
| <p>第3 不在者投票をすることができる者</p> <p>指定病院等で不在者投票をすることができる者は、次の者で、選挙期日の当日、一定の不在者投票事由に該当することが見込まれる選挙人に限られます。(法48の2①、法49①)</p> <p>1 指定病院に入院している選挙人</p> <p>都道府県選挙管理委員会が指定した病院(以下「指定病院」という。県内の指定状況は別表2のとおり。)に入院している者であって、選挙期日に次のいずれかの事由により自ら投票所に行って投票することができないと見込まれる選挙人です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 疾病等により歩行が困難であること。(法48の2①Ⅲ、法49①) (2) 選挙人(1を除く。)の属する投票区の区域外の指定病院に入院中のもの。(法48の2①Ⅱ、法49①) <p>2 指定老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設に入所している選挙人</p> <p>都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホー</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 選挙人とは、選挙人名簿に登録された者であることを原則とします。 2 不在者投票ができる選挙人は、次の(1)から(6)までのうちいずれかの事由により、選挙期日に投票所に行って投票することができないと見込まれる者です。(法49①) <ol style="list-style-type: none"> (1) 法48条の2第1項第1号事由 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。 ※「総務省令で定める用務」とは、「葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務」とされています。(則15の4) (2) 法48条の2第1項第2号事由 用務(第1号事由の用務を除く一切の公私の用事を意味する。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をするこ |

ム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「老人ホーム」、「支援施設」又は「保護施設」という。県内の指定状況は別表2のとおり。）に入所している選挙人であって、選挙の当日（1）と同様の事由等に該当することが見込まれる選挙人です。（法48の2①ⅡⅢⅤ、法49①）

3 刑事施設、労役場又は監置場に收容されている選挙人

刑事施設に收容されている被疑者、被告人及び拘留の刑に処せられた者又は労役場若しくは監置場に收容されている者で、選挙期日の当日も勾留、拘置、留置中であると見込まれる選挙人です。（法48の2①Ⅲ、法49①）

なお、刑事施設に收容されている者には、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第15条第1項の規定により刑事施設に代えて留置施設に留置されている者が含まれます。

4 少年院又は少年鑑別所に收容されている選挙人

保護処分が付されて少年院に收容された者及び観護措置により少年鑑別所に收容された者で、選挙の当日も收容中であると見込まれる者です。（法48の2①Ⅲ、法49①）

と。

(3) 法48条の2第1項第3号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため、若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に收容されていること。

(4) 法48条の2第1項第4号事由

交通至難の島などに居住していること又はその地域において滞在をすること。

(5) 法48条の2第1項第5号事由

その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

(6) 法48条の2第1項第6号事由

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

3 患者の付添人、看護師等は、指定病院等において不在者投票をすることはできません。

（選挙期日の当日、法第48条の2第1項第1号、第2号、第5号又は第6号の事由に該当することが見込まれる者は、一般の選挙人と同様に名簿登録地の市町村選挙管理委員会においては期日前投票、名簿登録地の市町村以外の選挙管理委員会においては不在者投票をすることができます。）

4 左列1及び2の場合、選挙期日の当日、歩行が困難であることが見込まればよいので、不在者投票の当日、現実に歩行が困難でなくても差し支えありません。

5 歩行が困難であると見込まれる者で指定病院等に入院（入所）中の者の投票は、第3号事由による不在者投票となります。

6 その属する投票区の区域内の指定病院等に入院（入所）中であっても、歩行が容易な場合は、第6号事由による場合を除き、不在者投票をすることができません。

なお、歩行が容易な者で、その属する投票区の区域外の指定病院等に入院（入所）中の者は、第2号事由によって、不在者投票をすることができます。

7 郵便等による不在者投票ができる者（身体に重度の障害がある者若しくは戦傷病者又は介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者）であって指定病院等に入院（入所）中の者であっても、入院（入所）中の病院等において不在者投票管理者のもとで第3号事由による不在者投票ができます。

（郵便等による不在者投票を行うのか、不在者投

票管理者のもとでの不在者投票を行うのか選挙人（付添人、家族）に予め確認しておくことが必要です。）

第4 不在者投票管理者となる者

1 不在者投票管理者となる者

指定病院等で不在者投票管理者となる者は、次のとおりです。（令55②④）

| 指定病院等 | 不在者投票管理者 |
|----------------|---|
| 1 指定病院 | 院長 |
| 2 老人ホーム | 老人ホームの長 |
| 3 支援施設 | 支援施設の長 |
| 4 保護施設 | 保護施設の長 |
| 5 刑事施設、労役場、監置場 | 刑事施設の長、労役場又は監置場が附置された刑事施設の長（以下「刑事施設の長」という。） |
| 6 留置施設 | 留置施設の留置業務管理者 |
| 7 少年院 | 少年院の長 |
| 8 少年鑑別所 | 少年鑑別所の長 |

2 上記の者に事故があり又は欠けた場合

それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令55⑨）

3 指定病院長、老人ホームの長、支援施設の長又は保護施設の長が候補者になった場合又は外国人である場合

不在者投票管理者となることができないので、それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令55⑧⑨）

1 不在者投票管理者は選挙権を有することを必要としません。

2 院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長は、不在者投票管理者の権限を他人に委任することはできません。

3 不在者投票管理者たる指定病院等の長が候補者となった場合は、候補者となった当該選挙だけでなく、候補者である期間に行われる全ての選挙において不在者投票管理者となることはできません。（令55⑧）

4 不在者投票管理者の役目は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することです。その担当する事務の主なものは次のとおりです。

（1）選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。（令50④）

（2）交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。（令53④）

（3）投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。（令58①②）

（4）選挙権を有する者を立会人に選び、不在者投票に立ち合わせること。（令56③、令58③）

（5）不在者投票記載場所の設備をすること。（令58④、令32）

（6）代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。（令58④、令56④⑤）

（7）投票の終わった不在者投票を送致又は送付すること。（令60①）

5 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動することができませんので十分御留意ください。例えば、日常の職務上有する影響力を利用して選挙運動をすることなどがこれに該当します。（法135②）

第5 不在者投票を行う場所

不在者投票は、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において行わなければなりません。（法49①）

1 選挙及び国民審査の期日の公示があった場合

1 指定病院において、選挙人は原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、重病人等歩行の著しく困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いが

公示日の翌日から不在者投票は開始されるので、不在者投票管理者は、直ちに不在者投票事務の取扱場所を定めて、見やすい場所に掲示するなり、回覧に供したりする等の方法で選挙人に周知するように努めてください。

また、衆議院議員総選挙は、「小選挙区比例代表並立制」という制度が採用されており、**小選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では政党等の名称又は略称を自書して投票**するので、選挙人に間違いのないよう周知してください。

特に、投票用紙の書き違い（比例代表選挙の投票用紙に小選挙区選挙の候補者の氏名を書いたものなど）や候補者の書き違い（小選挙区選挙の投票用紙に選挙人が登録されている選挙区以外の選挙区の候補者名を記載するなど）は無効とされますので注意してください。

2 投票の記載場所の設備

投票を記載する場所については、他人がその選挙人の投票の記載を見たり、投票用紙の交換その他不正の手段が用いられたりすることのないように、相当の設備をしなければなりません。（令58④、令32）

3 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止

不在者投票の記載場所には、一般の投票所と同様に選挙の公正を確保するため、選挙運動のために使用するポスター等の掲示はできません。（法143③、法145）

第6 不在者投票の立会人

不在者投票管理者は、選挙権を有する者を1人以上不在者投票に立ち合わせなければなりません。（令58③、令56③）

ある限り、ベッドの上でも投票することができます。この場合、不在者投票管理者は投票の秘密保持に十分に注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

- 投票を記載する場所が不在者投票管理者の管理下にある限り、不在者投票管理者がそこに実在していなくてもかまいません。
- 投票を記載する場所には、「投票記載場所」と表示してください。
- 投票を記載する場所に公職の候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておいてください。なお、**指定病院等においては、不在者投票記載場所への候補者の氏名等の掲示は行わないこととされています。**（法175②、令125の4）
- その他投票を記載する場所の設備については、市町村の選挙管理委員会に連絡して、その協力を得てください。

立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を果たしています。適正な管理執行を行うためには、公正な立会人の選任が不可欠です。

- 立会人は、一般の選挙の選挙権（年齢満18年以上の日本国民であって、法11条の選挙権を有しない者に該当しないこと）を有していればよく、選挙人名簿に登録されている必要はありません。（令58③、令56③）
- 立会人は、不在者投票管理者と兼ねることができません。**
また、その事務を補助する者、代理投票を補助する者とも兼ねることはできません。
- 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることもその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。（法49⑩、令和元年6月18日付第201900071711号鳥取県選挙管理委員会委員長通知）

第7 不在者投票の手続

1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

(1) 投票用紙等の請求

選挙人として登録されている選挙人名簿の属する市町村（以下「所属市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対して選挙の期日の前日までに請求することができます。（令50①）

(2) 請求の方法

ア 一括請求（令50④）

不在者投票管理者である指定病院の院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又はそれらの代理人（以下「病院長等」という。）が、入院（入所）又は収容中の選挙人（以下「入院患者等」という。）の依頼を受け、それらの入院患者等に代わって請求する方法をいいます。依頼を受ける場合には、県の選挙管理委員会の交付する依頼書（第1号様式）を用いてください。

イ 個別請求（令50①）

入院患者等が所属市町村の選挙管理委員会の委員長に対して自分で直接請求する方法です。

ウ 請求は、直接又は郵便によります。（令50①）

県内の市町村選挙管理委員会の宛先は別表1を参照してください。

(3) 請求に必要な文書

ア 一括請求の場合

投票用紙等請求書（第2号様式）で所属市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求します。（令50④）

イ 個別請求の場合

入院患者等が自分で直接請求する場合は、不在者投票宣誓書・請求書（以下「宣誓書・請求書」という。）（第3号様式）により行います。（令50①）

(4) 入院患者等の選挙人が船員である場合

(3)の文書のほか選挙人名簿登録証明書を添付してください。（令50⑥）

2 投票用紙等の受領及び交付

(1) 所属市町村の選挙管理委員会へ請求すると、次の投票用紙と投票用封筒（外封筒・内封筒）が交付又は送付されます。（令53①）

ア 投票用紙（第4号様式）

(ア) 衆議院比例代表選出議員選挙投票

1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙期日の公示日前においても行うことができます。（令50①）

2 一括請求による場合は、口頭ではなく、必ず文書で請求しなければなりません。この場合、直接に請求しても、郵便により請求しても差し支えありません。（令50④）

3 請求は、期間内であれば平日、土曜日、日曜日、休日を問わずいつでもできますが、時間は原則として午前8時30分から午後8時までです。（法270の2①、令142の2①I）

4 点字投票をしたい旨の依頼があったときは、不在者投票用紙等請求書兼送付書（第2・9号様式（乙用紙））の備考欄に「点字」と記入してください。

5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のうち、請求の依頼のないものについては、依頼書の本文中、不要の字句を抹消させ、かつ、乙用紙の備考欄にその旨記入してください。

6 個別請求の場合は、第3号様式により直接所属市町村の選挙管理委員会に請求させてください。（令50①②）

7 病院長等は、できるだけ一括請求によるよう指導してください。なお、入院患者等からの依頼書の提出期限を設けることは差し支えありませんが、病院長等は、当該期限経過後に依頼があった場合でも、選挙権を不当に害することのないよう対応する必要があります。

※ 一括請求の場合

「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））の太線枠の中の欄を記入して「投票用紙等請求書」（第2号様式（甲用紙））に添付してください。

1 選挙人名簿に登録されていない者、失権者の投票用紙等は交付されません。

この場合、市町村の選挙管理委員会からの送付通知書に添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書（第2・9号様式（乙用紙））」の「選挙人氏名」の欄が、二重線で抹消され、

- (その1)
- (イ) 衆議院小選挙区選出議員選挙投票
- (その2)
- (ウ) 最高裁判所裁判官国民審査投票
- (その3)
- (エ) 点字投票による最高裁判所裁判官国民審査投票 (その4)
- イ 投票用封筒 (外封筒・内封筒) (第5号様式その1・その2・その3)
- ウ 入院患者等が自分で直接請求した場合には、このほかに、不在者投票証明書 (第6号様式) が在中している不在者投票証明書用封筒 (第7号様式) が併せて本人に送付されます。(令53②)
- (2) 一括請求の場合、病院長等は送付を受けた投票用紙等をそれぞれ請求の依頼をした入院患者等に渡してください。(令53④)

3 不在者投票の方法

投票は、必ず病院長等の管理下において、立会人 (第6参照) の立会いのもとに、投票の記載場所 (第5参照) で行います。(令58)

その順序は

- (1) 病院長等は、不在者投票をさせる前に
 - 先に渡した投票用紙及び投票用封筒を選挙人に提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認し、更に投票用紙等に何も記載されていないかどうかを点検する。
- (2) 入院患者等は、投票の記載場所において
 - ア 比例代表選出議員選挙投票用紙には政党等の名称又は略称を、小選挙区選出議員選挙投票用紙には候補者の氏名を、国民審査の投票用紙には罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官に×の記号を、自ら記載し、
 - イ 記載済みの投票用紙をそれぞれの不在者投票用内封筒に入れて封をし、その後更に投票用外封筒に入れて封をし、
 - ウ 外封筒の表面に投票者が署名をして、
 - エ 病院長等に提出します。(以上令58①、令56②)
- (3) 病院長等は、提出を受けた後
 - ア 外封筒の表面に投票者の署名が自書されていることを確認した上で、
 - イ 同じく外封筒の表面に次の事項を記載し、
 - (ア) 投票の年月日
 - (イ) 投票の場所
 - (ウ) 病院長等の職・氏名

「選挙人名簿」欄には登録されていない旨の記載があります。

- 2 送付通知書 (添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書 (第2・9号様式 (乙用紙))」)に記載された氏名と依頼書の氏名とを必ず照合し、投票用紙を交付できる者であることを確認した上で投票用紙等を渡してください。(令53④)
- 3 点字用の投票用紙には、投票用紙 (第4号様式) に「点字投票」である旨の表示がしてあります。(令53③)
- 4 個別請求した入院患者が、不在者投票証明書用封筒を投票前に開封した場合は、誤って開封したかどうかを問わず、投票させることはできないので十分注意してください。(令58②)**
 - 1 不在者投票は、選挙の期日の前日まですることができます。事務処理上、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。

なお、その投票を所属市町村の選挙管理委員会の委員長に郵送するものについては、その郵送日数を考慮して速やかに投票手続をするよう入院患者等に注意してください。
 - 2 入院患者等が自ら請求した場合は、左列(1)のほか、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後でなければ投票させることはできません。(令58②)**

この場合、封筒が既に開封されている場合には、投票を拒否しなくてはなりません。
 - 3 点字投票を行う場合における外封筒の表面の投票者の署名は、投票用紙を損傷させるおそれがあるので、記載した投票用紙を封筒に入れる前に行うよう指導してください。
 - 4 点字投票を行う入院患者等がいるときは、点字器を市町村の選挙管理委員会から借りて準備しておいてください。
 - 5 外封筒の表面の**投票者の署名** (左列(2)ウ)及び**立会人の署名** (左列(3)ウ)は**必ず自書**することを要し、ゴム印の押印等は認められません。これに対し、病院長等の行う記載 (左列(3)イ(ウ))は、ゴム印等を用いても差し支えありません。
 - 6 病院長等は、前記5の事柄が記載されているか必ず確認してください。**

ウ 更に、投票に立ち会った立会人に署名させます。(以上令60①)

4 特別な投票の方法

(1) 代理投票

入院患者等が心身の故障その他の事由により自書できないため代理投票の申請のあったときは、病院長等は、立会人の意見を聞いて、代理投票を行わせるかどうかを決定します。

(法48、令56④、令58④)

ア 代理投票を行わせると決定したときは、

イ 投票記載の補助者2人を定め、

ウ そのうちの1人の立会いのもとに、

エ 他のもう1人に

入院患者等の指示に従って投票の記載をさせ、内封筒に入れて封をし、その後更に不在者投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に入院患者等の氏名を記載して直ちに提出させます。(代理記載人の欄には何も記入させません。)

オ 更に前記3(3)の要領で、表面に記載します。

(2) 代理投票の仮投票

ア 病院長等は、次の場合においては、前記(1)の要領で代理投票の仮投票を行わせます。(令41、令56⑤、令58④)

(ア) 代理投票をさせる事由がないと認め、拒否と決定したことについて、入院患者等に不服がある場合

(イ) 代理投票を行わせる事由があると認め、代理投票を行わせると決定したことについて立会人に異議がある場合

イ この**代理投票の仮投票の場合に限り**、特に投票用外封筒の代理記載人欄に、**代理記載人の氏名を記載**させなければなりません。

1 左列(1)イの投票記載の補助者は、不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできません。

2 補助者は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めます。

3 代理投票を行わせる事由がないと認め、病院長等が拒否の決定をしたことについて、入院患者等に不服がない場合には、立会人に異議があっても仮投票を行わせることができません。

第8 投票の送致

病院長等は、入院患者等の投票が終わり、不在者投票用外封筒に所要事項の記入(第7の3(3))が終わったときは、

1 更に入院患者等の所属する市町村の選挙管理委員会ごとに別の封筒(第8号様式、以下「送致用封筒」という。)に入れて封をし、(入院患者等が自ら投票用紙等を請求したものについては、不在者投票証明書も併せて入れる。)

2 封筒の表面に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書して、(郵便によって送付する場合はさらにレターパックにより、)

3 裏面に記名して印を押し、

1 送致又は送付を受けた所属市町村の選挙管理委員会の委員長は、直ちに投票及び不在者投票証明書を選挙人の属する投票区の投票管理者に送致します(令60②)が、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に届かないものは、投票がなかったものとして取り扱われます(令65、令76②)ので、**病院長等は、郵送によるときは、レターパックで送付するとともに、郵送期間の余裕を見て早めに送付**してください。

2 入院患者等が自ら投票用紙等を請求した場合の投票で、不在者投票証明書が併せて送付されないときは、この投票は不受理の決定がなされ

- 4 入院患者等のそれぞれの所属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、直接送致するか、又は郵便等（郵便による場合はレターパックとしてください。）によって送付します。（以上令60①）

この際「投票用紙及び投票用封筒送付書」（第9号様式（甲用紙））「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））を添付してください。

ますので注意してください。

- 3 投票を送致する際は、その取扱いに十分注意し、途中において紛失等の事故の生じないように措置してください。

- 4 左列4により添付する「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））は、市町村の選挙管理委員会から投票用紙と一緒に送られてきた投票用紙を交付する選挙人の氏名が記載されたものを複写して使用してください。

具体的には、

- (1) 複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））の二重線枠の欄に各々の選挙人の投票の状況を記載する。
- (2) 個別請求した選挙人については、複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））に、あるいは新たな「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））に書き足してください。この場合は、太線枠の欄と二重線枠の欄に記入してください。

第9 船員である入院患者等の不在者投票について指定港の市町村の選挙管理委員会に請求する場合の特例

- 1 入院患者等が船員（実習生を含む）であるときは、所属市町村の選挙管理委員会のほかに、総務省令で指定した市町（鳥取市、境港市、岩美町、琴浦町）の選挙管理委員会の委員長に対しても、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（実習生の場合は船員手帳に準ずる文書）を提示して、投票用紙等を請求することができます。（令51①）

- 2 この場合、送付又は交付される投票用紙等は次のとおりです。

- (1) 船員不在者投票用紙（第10号様式）

- ア 衆議院比例代表選出議員選挙投票（その1）
- イ 衆議院小選挙区選出議員選挙投票（その2）
- ウ 最高裁判所裁判官国民審査投票（その3）

- (2) 投票用封筒（外封筒・内封筒）（第5号様式に準じる。）

- ア 衆議院比例代表選出議員選挙投票用（その1）
- イ 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用（その2）

- 1 船員である入院患者等が自ら請求する場合には、左列によるほか宣誓書・請求書を添えなければなりません。（令52）

- 2 実習生の場合の添付資料である船員手帳に準ずる文書は、練習船実習生証明書取扱要領により地方運輸局長等から交付される練習船実習生証明書が該当します。

ウ 最高裁判所裁判官国民審査投票用
(その3)

- 3 なお、この場合は送付されてくる投票用封筒(外封筒)の表面に、
 - (1) 交付市町村名
 - (2) 交付年月日
 - (3) 船員の選挙人名簿の属する市町村名が特に記載されています。(令54①)
- 4 その他の投票手続は、すべて以上で述べた手続と同一です。

第10 不在者投票手続の変更

不在者投票のために投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた入院患者等が、不在者投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒(入院患者等が自ら請求した場合は、このほかに不在者投票証明書)を投票管理者に返して、選挙の期日の前日までは期日前投票所において期日前投票、選挙の当日は投票所において投票することができます。(令64②)

不在者投票事由には変更がないが、投票場所の変更があった場合、たとえば、A市の指定病院に入院中の投票用紙等の交付を受けた選挙人が、不在者投票を行わないうちにB市の指定病院に移った場合、B市の指定病院で投票できるのは、本人自らが投票用紙等を請求した場合に限られます。

第11 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等

1 返還

入院患者等が不在者投票をせず、かつ、前記第10によって期日前投票又は選挙期日の当日投票所における投票もしなかった場合は、速やかに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければなりません。(令64②)

2 交換

投票用紙や不在者投票用封筒を汚損したり、破損したりしたときには、交付を受けた市町村の選挙管理委員会に、理由を付してこれと引換に交付を請求してください。(令36)

3 再交付

投票用紙及び不在者投票用封筒は紛失しても再交付は受けられませんから十分注意してください。

不在者投票証明書は再交付できるので、理由を付して、交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に再交付を申請してください。

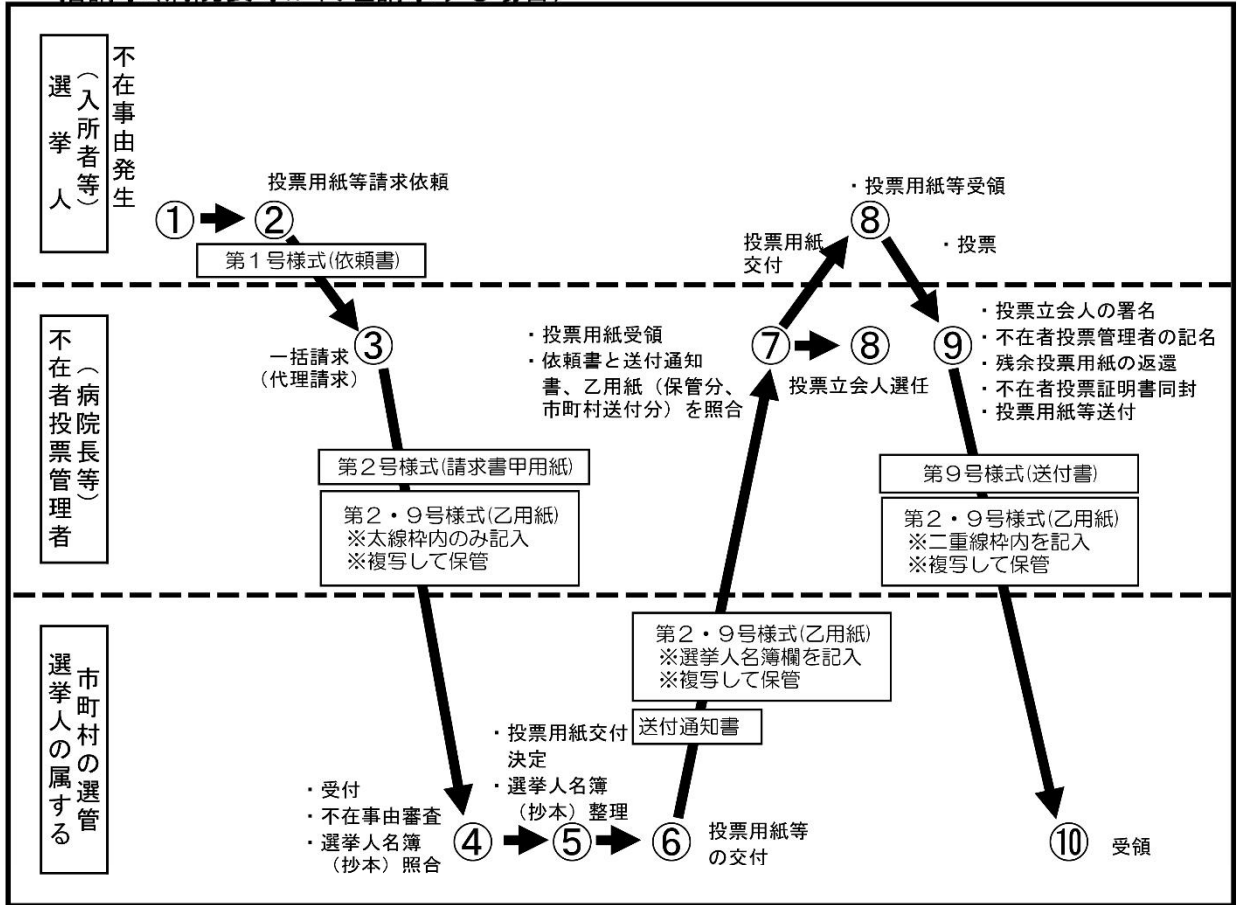
指定病院等にある入院患者等が投票用紙等の交付を受けた後、他の指定病院等に移り、その病院長等から再び投票用紙等の請求があった場合は、従前の病院長等の手元に投票用紙等があり、かつ、交付を受けた投票用紙等を確実に返還されることが確認できるときは、引換えと同視し、投票用紙等の再交付を受けることができます。

第12 不在者投票事務処理状況の記録

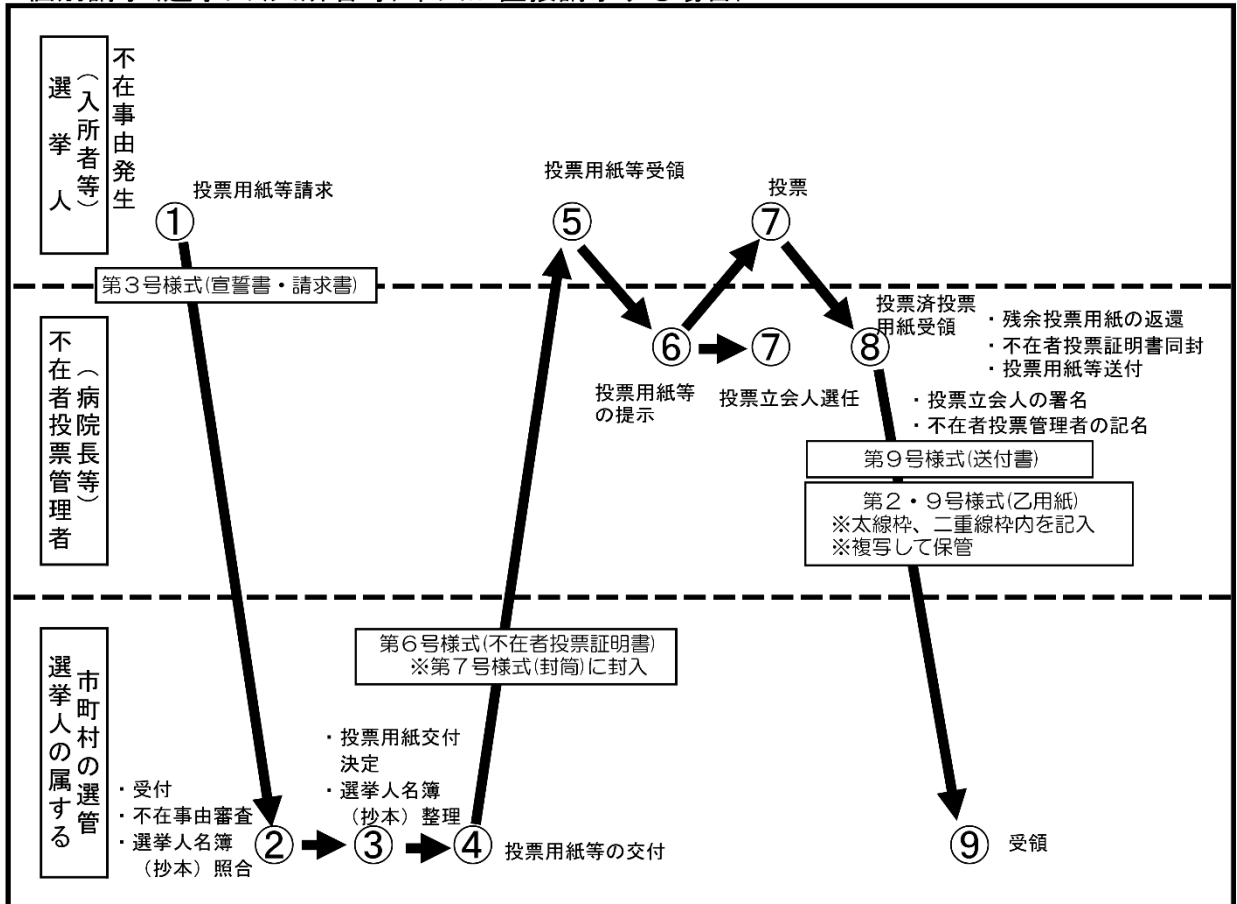
- 1 不在者投票の件数
- 2 一括請求と個別請求の別
- 3 代理投票の状況
- 4 その他(特に緊要と認められる事項)
これらを「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))により記録しておいてください。

第13 指定病院等における不在者投票
投票用紙の請求 ~ 交付 ~ 送致の流れ

1 一括請求(病院長等が代理請求する場合)



2 個別請求(選挙人(入所者等)本人が直接請求する場合)



第14 「第2・9号様式（乙用紙）」の記載要領

1 投票用紙等の請求（指定病院等 → 市町村委員会）

(1) 乙用紙の左側太線枠内に、請求依頼を受けた選挙人の氏名、住所、生年月日を記入してください。

(2) 以下に掲げる事項があれば、備考欄に記入してください。

①点字投票を希望する選挙人がいる場合はその旨

②小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの投票しか希望しない場合はその旨

(3) 第2号様式（請求書甲用紙）を併せて送付してください。

【記載例（その1）】

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
不在者投票用紙等請求書兼送付書（乙用紙）

(No.)

| 選挙人名簿 (生年月日) | 選挙人名簿に登録されている住所 | 備考 | 投票年月日 | | | | | | | | | | | | 選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄) | | | |
|------------------------|-----------------|--------|---------------|------|----|----|---------------|------|----|----|--------------|------|--|--|----------------------------|---|----|--|
| | | | 衆議院比例代表選出議員選挙 | | | | 衆議院小選挙区選出議員選挙 | | | | 最高裁判所裁判官国民審査 | | | | 投票区 | 頁 | 番号 | |
| | | | 請求区分 | 投票状況 | | | 請求区分 | 投票状況 | | | 請求区分 | 投票状況 | | | | | | |
| 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | | | | | | | |
| 甲 野 一 子 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町〇-△□ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乙 山 二 郎 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町△-□× | 点字 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丙 川 三代子 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町□-×◇ | 小選挙区のみ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丁 原 四 男 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町×-◇○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考欄には、投票に必要な事項を記載してください。

【指定病院等における留意事項】
 1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別業で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。
 3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。
 4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。
 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの請求の依頼があったときは、備考欄に「衆議院比例代表選出議員選挙のみ」等と記載すること。
 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに○印をつけること。
 なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。)
 【市町村選挙管理委員会における留意事項】
 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人名簿を二重線で見え消すこと。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

2 投票用紙等の交付（市町村委員会 → 指定病院等）

(1) 市町村委員会において、不在事由の審査、選挙人名簿との照合結果が右側に記入されま
す。

その際、選挙人名簿に記載のない選挙人については、二重線で抹消され、併せてその旨が
記載されることとなります。

(2) 投票用紙等の交付の際、乙用紙と併せて「投票用紙等送付通知書」が送られてきます。

【記載例（その2）】

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No.)

| [施設名] | | | 選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄) | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------------|--------|----------------------------|---------------|------|----|---------------|------|----|--------------|------|----|-------|-----|------|
| 選挙人氏名 (生年月日) | 選挙人名簿に登録されている住所 | 備考 | 投票年月日 | 衆議院比例代表選出議員選挙 | | | 衆議院小選挙区選出議員選挙 | | | 最高裁判所裁判官国民審査 | | | 投票区 | 頁 | 番号 |
| | | | | 請求区分 | 投票状況 | | 請求区分 | 投票状況 | | 請求区分 | 投票状況 | | | | |
| | | | | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 |
| 甲 野 一 子 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町〇-△□ | | | | | | | | | | | | 〇〇投票区 | 〇〇頁 | 〇〇〇番 |
| 乙 山 二 郎 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町△-□× | 点字 | | | | | | | | | | | △△投票区 | △△頁 | △△△番 |
| 丙 川 三 代 子 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町□-×◇ | 小選挙区のみ | | | | | | | | | | | □□投票区 | □□頁 | □□□番 |
| 丁 原 四 男 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町×-◇○ | | | | | | | | | | | | 登録なし | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | |

選挙人名簿に登録されていない場合、二重線で抹消
されます。

【指定病院等における留意事項】

- 1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別業で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
- 2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。
- 3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。
- 4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。
- 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの請求の依頼があったときは、備考欄に「衆議院比例代表選出議員選挙のみ」と記載すること。
- 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに〇印をつけること。)

なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。

【市町村選挙管理委員会における留意事項】

- 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消すこと。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
- 2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

【投票用紙等送付通知書（例）】

(番 号)
令和 年 月 日

施設名
不在者投票管理者 職・氏名 様

市町村選挙管理委員会委員長 ○○○○

令和 年 月 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあったこのことについて、別添のとおり交付します。
（なお、請求のあった選挙人のうち、丁原四男氏については、選挙人名簿に登録されていないので投票用紙等を交付しません。）

記

投票用紙及び投票用封筒の内訳

| | 衆議院比例代表 選出議員選挙 | 衆議院小選挙区 選出議員選挙 | 最高裁判所裁判官 国民審査 |
|------|-------------------|-------------------|------------------|
| 請求枚数 | | | |
| 交付枚数 | | | |

3 投票済み投票用紙等の送付（指定病院等 → 市町村委員会）

- (1) 乙用紙の中央二重線枠内に、投票年月日、請求区分及び投票の状況を記入してください。
- (2) 個別請求により投票を行った入院（入所）者がいた場合、太線枠、二重線枠内に追加記入し、投票済み投票用紙等を併せて送付してください。

【記載例（その3）】

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No.)

| 選挙人氏名 (生年月日) | 選挙人名簿に登録されている住所 | 備考 | 投票年月日 | 衆議院比例代表選出議員選挙 | | | 衆議院小選挙区選出議員選挙 | | | 最高裁判所裁判官国民審査 | | | 選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄) | | | | | |
|--------------------------|-----------------|--------|--------------|---------------|----|------|---------------|------|----|--------------|----|------|----------------------------|-------|-----|------|---|----|
| | | | | 請求区分 | | 投票状況 | | 請求区分 | | 投票状況 | | 請求区分 | | 投票状況 | | 投票区 | 頁 | 番号 |
| | | | | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | 一括 | 個別 | 本人 | 代理 | | | |
| 甲 野 一 子 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町〇-△□ | | | | | | | | | | | | | 〇〇投票区 | 〇〇頁 | 〇〇〇番 | | |
| 乙 山 二 郎 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町△-□× | 点字 | 令和6年 〇月〇日 | 〇 | | 〇 | | 〇 | | 〇 | | 〇 | | △△投票区 | △△頁 | △△△番 | | |
| 丙 川 三 代 子 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町□-×◇ | 小選挙区のみ | 令和6年 〇月〇日 | 〇 | | 〇 | | | | 〇 | | | | □□投票区 | □□頁 | □□□番 | | |
| 丁 原 四 男 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町×-◇〇 | | | | | | | | | | | | | 登録なし | | | | |
| 戊 海 五 月 (昭和〇〇年〇月〇日) | 鳥取市東町◇-〇△ | | 令和6年 〇月△日 | | 〇 | 〇 | | | 〇 | 〇 | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

個別請求で投票を行った者について、適宜、追加記入してください。

【指定病院等における留意事項】

- 1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別業で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 - 2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。
 - 3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。
 - 4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。
 - 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの請求の依頼があったときは、備考欄に「衆議院比例代表選出議員選挙のみ」等と記載すること。
 - 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに〇印をつけること。)
- なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。
- 【市町村選挙管理委員会における留意事項】
- 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 - 2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

第 1 号様式（依頼書）

依 頼 書

私は、令和 年 月 日執行の衆議院比例代表選
出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙並びに最高裁
判所裁判官国民審査の投票を、当
において行いますから、投票用紙及び投票用封筒の請求を
依頼します。

令和 年 月 日

住 所

選挙人名簿に記載
されている住所

選挙人氏名

印

様

年 月 日生

備考

- 一 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかのうち請求を依頼しないものがある場合は、本文中の「衆議院比例代表選出議員選挙」、「衆議院小選挙区選出議員選挙」又は「最高裁判所裁判官国民審査」のいずれか請求しないものを抹消すること。
- 二 選挙人氏名欄に選挙人が自署した場合は、押印は不要であること。

(請求書甲用紙)

請 求 書

次の選挙人は、令和 年 月 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の当日、当 があるため、当

において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項（第五十条第二項において準用する第五十条第四項）の規定による依頼があったので、次の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

住 所

施設名及び職名

氏 名

選挙管理委員会委員長

様

不在者投票宣誓書・請求書

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日
(〒 -) (電話 - -)

現住所
(送付先及び連絡先) ※アパート等名称、部屋番号まで記入してください。
(〒 -)

選挙人名簿に記載
されている住所
※現住所と異なる場合のみ記入してください。

投票予定場所

私は、令和 年 月 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓い、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

※以下は記入しないでください。

| 選挙人名簿 | | | 請求方法 | 交付方法 | 証明書 | 投票日又は受領日 |
|-------|---|----|------|------|-----|----------|
| 投票区 | 頁 | 番号 | | | | |
| | | | 直接郵便 | 直接郵便 | 有・無 | 月 日 |


- ◎ 不在者投票は、選挙の当日、公職選挙法で定められた**一定の事由に該当すると見込まれる人**に認められる制度です。
表面に記載のいずれかの事由に該当することを確認し、必要事項を記入してください。

- ◎ **表面の投票予定場所の欄**には、あなたが投票用紙等を請求した**市町村の選挙管理委員会の窓口以外の場所で投票する場合**に、病院等の場合は施設名を、それ以外の場合は市町村名を、わかる範囲で記入してください。

- ◎ 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかを宣誓・請求しないものがある場合は、本文中の「衆議院比例代表選出議員選挙」、「衆議院小選挙区選出議員選挙」又は「最高裁判所裁判官国民審査」のいずれか宣誓・請求しないものを抹消してください。

第四号様式（投票用紙）


その1

| | | |
|--|--|---|
| <p>せいとう たの せいの 政治 党 其他 だんたい めいしよ の 政治 団体の 名称 また りやくしよ は 略称</p> |  <p>○注意 第五十回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> | <p>せいのた たの せいじだんたい めいしよまた りやくしよ 政治 其他の 政治 団体の 名称 又は 略称 は、欄内に 一書くこと。</p> |
| | <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p> | |

備考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

その2

| | | |
|---------------------------|--|---|
| <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> |  <p>○注意 第五十回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p> | <p>こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に 一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> |
| | <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p> | |

備考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

| | |
|--|--|
| <p>点字投票 第二十六回 最高裁判所裁判官国民審査投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会 印</p> | <p>意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。</p> <p>注 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。</p> |
|--|--|

備考

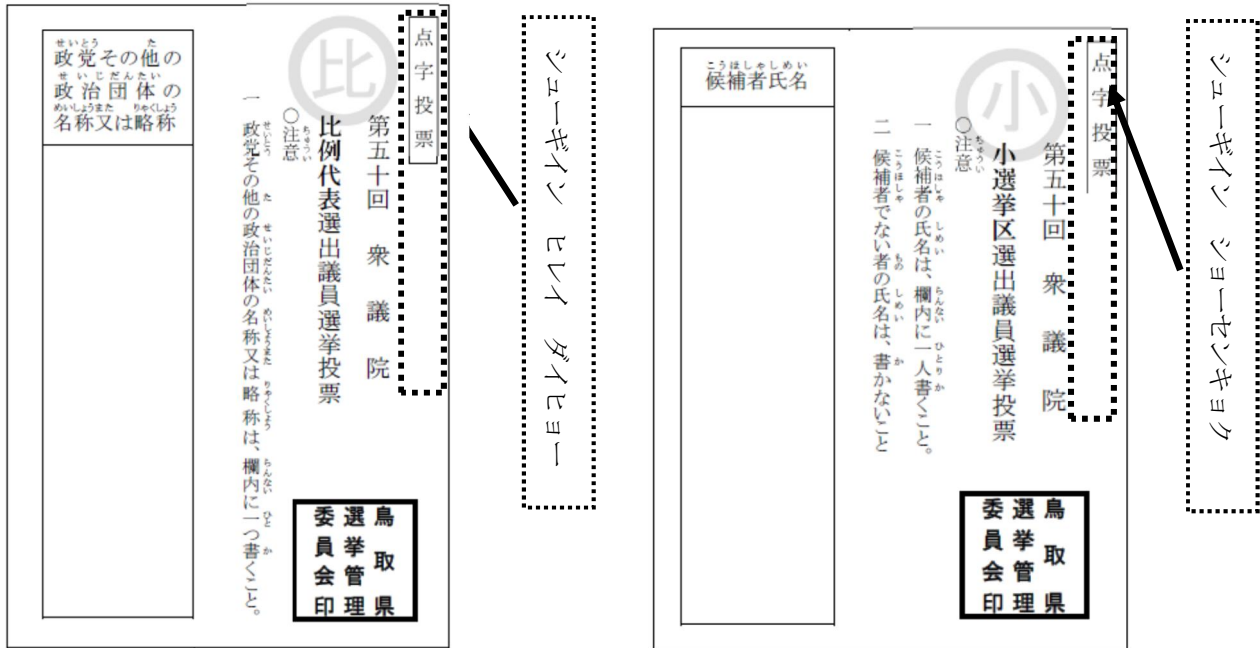
- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票用紙への選挙種類の点字表示

1 表示位置

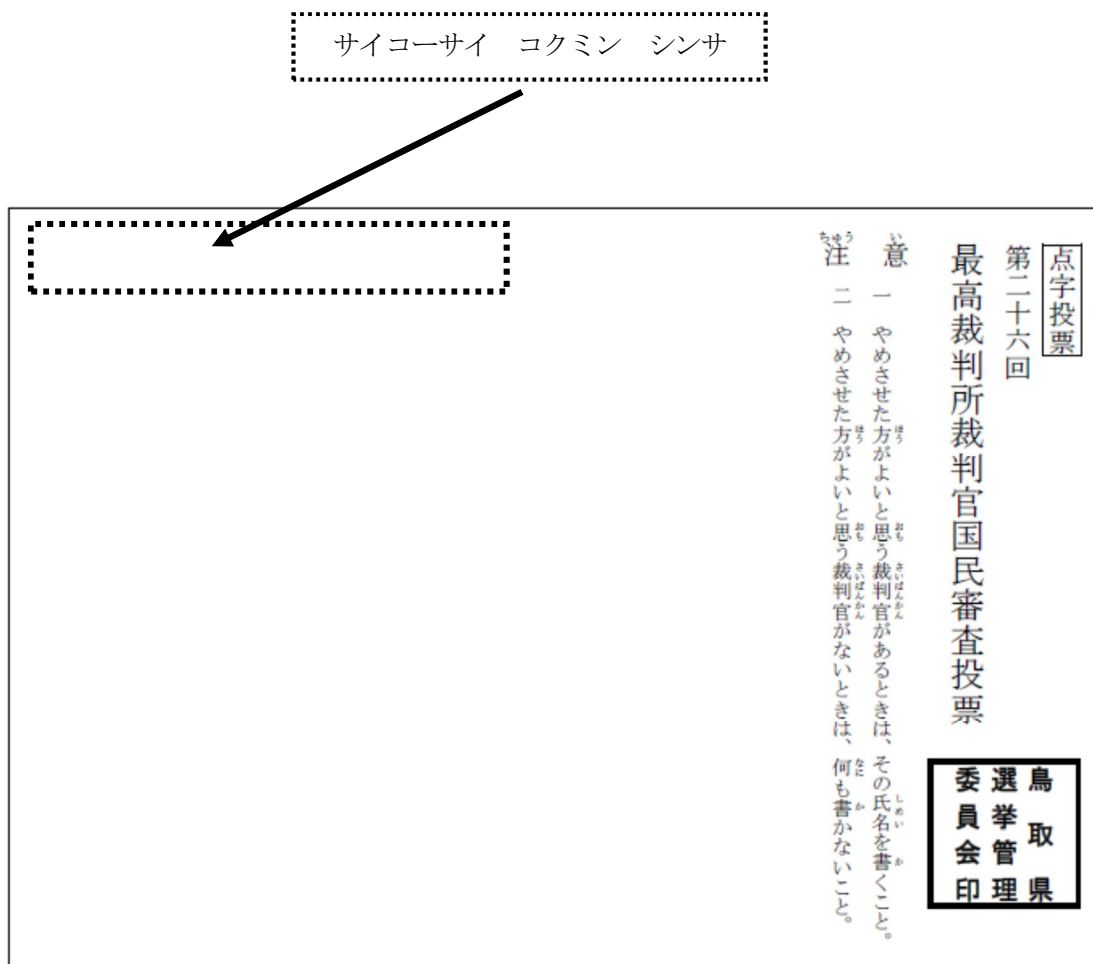
(1) 比例代表選挙、小選挙区選挙の貼付位置

投票用紙の表面の右上から右下にかけて表示する（下図参照）。



(1) 国民審査の貼付位置

投票用紙の表面の左上から右上にかけて表示する（下図参照）。



2 表示内容

下表のとおり表示する。

| 選挙の種類 | 表示内容 |
|--------|------------------|
| 比例代表選挙 | シューギイン ヒレイ ダイヒョー |
| 小選挙区選挙 | シューギイン ショーセンキョク |
| 国民審査 | サイコーサイ コクミン シンサ |

第5号様式（投票用封筒）

その1

| | | | | | | | |
|--|-----|----|----|----|--|--|--|
| <p>外封筒</p> <p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第50回衆議院（比例代表）選出議員選挙</p> <hr/> <p style="text-align: center;">不在者投票 （外封筒）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">鳥取県 選挙管理 委員会印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">投票者</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">※仮投票の場合のみ記載 代理記載人</p> </div> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>□在外選挙人の投票に使用 （在外選挙人）</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。 二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者</p> <p style="text-align: left; margin-top: 10px;">立会人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">投票区</td> <td style="width: 33%;">頁</td> <td style="width: 33%;">番号</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </div> | 投票区 | 頁 | 番号 | 備考 | | | <p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">(内封筒)</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">注意 この封筒には何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、 封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封を してください。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">裏</p> </div> |
| 投票区 | 頁 | 番号 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

備考

- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色はピンク色・インクの色は黒色。

外封筒

内封筒

表

裏

表

第50回衆議院（小選挙区）選出議員選挙

不在者投票
(外封筒)

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所
不在者投票管理者

立会人

| | | |
|-----|---|----|
| 投票区 | 頁 | 番号 |
| 備考 | | |

(内封筒)

注意
この封筒には何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、
封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封を
してください。

裏

備考

- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色はあさぎ色・インクの色は黒色。

外封筒

表

裏

内封筒

表

第26回最高裁判所裁判官国民審査

不在者投票
(外封筒)

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所

不在者投票管理者

立会人

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

在外審査人の投票に使用
(在外審査人)

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

| | | |
|-----|---|----|
| 投票区 | 頁 | 番号 |
| 備考 | | |

(内封筒)

注意
この封筒には何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、
封をしたうえで、外封筒に入れてさらに封を
してください。

裏

備考

- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色はうぐいす色・インクの色は黒色。

不在者投票証明書

| | |
|----------------------------|---|
| 選挙人の氏名 | |
| 選挙人の生年月日 | 年 月 日生 |
| 投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称 | 県 郡(市) 町(村) 番地 |
| その他の事項 | |
| 選挙 | 令和 年 月 日執行 衆議院 比例代表選出 議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 小選挙区選出 |

右のとおり証明する。

令和 年 月 日

鳥取県 郡(市) 町(村)

選挙管理委員会委員長

印

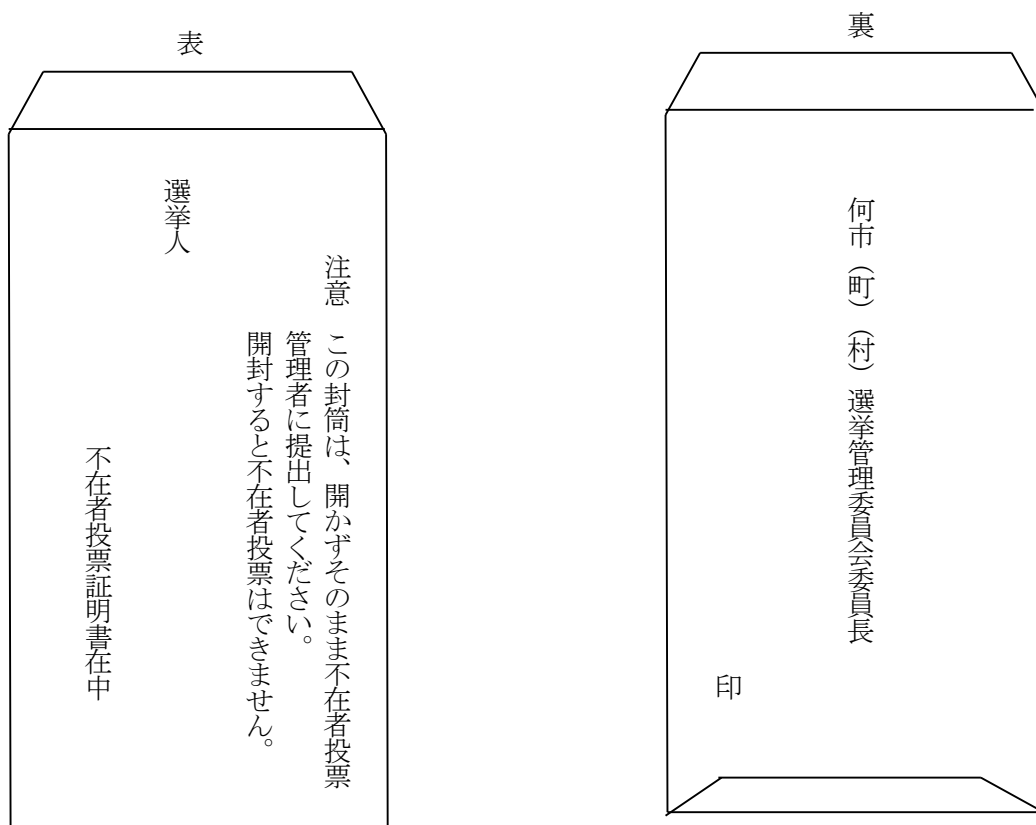
備考1

衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のうちいずれか証明をしないものがある場合は、「比例代表選出」、「小選挙区選出」又は「最高裁判所裁判官国民審査」のいずれか証明しないものを抹消すること。

2

その他の事項欄には、本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること。

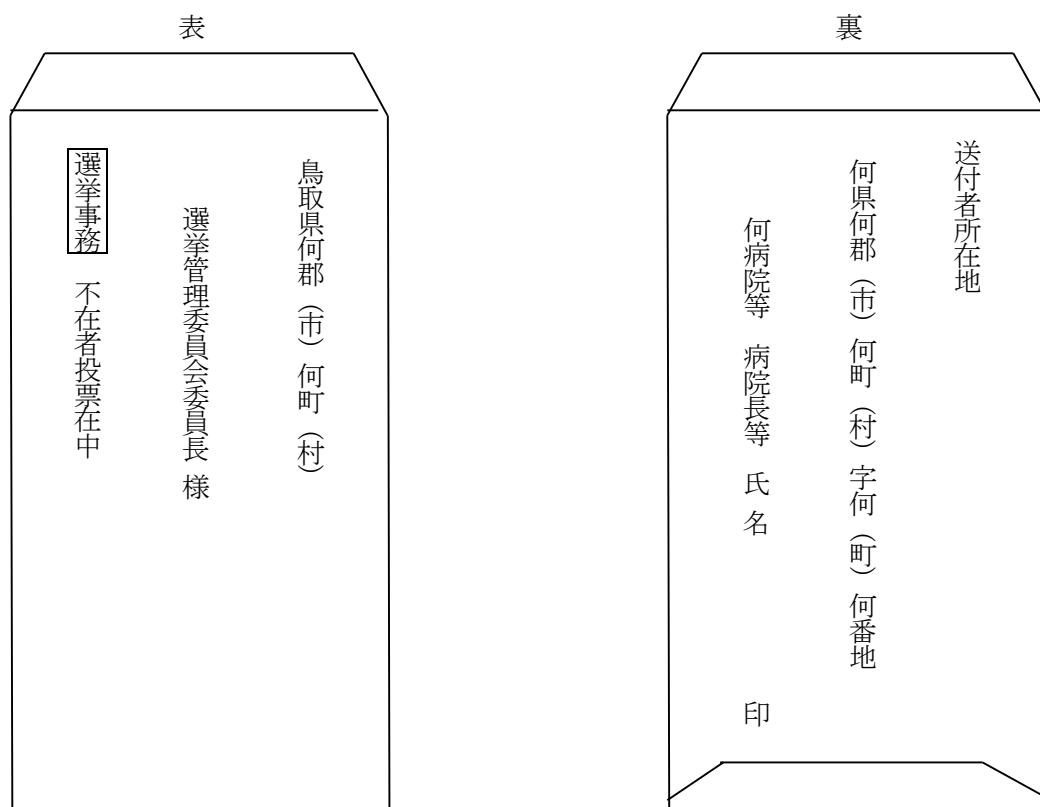
第7号様式（不在者投票証明書用封筒）



備考

- 1 封かんの箇所には市(町)(村)選挙管理委員会の委員長の印が押されている。
- 2 封筒は、白色の用紙に黒インクで印刷する。

第8号様式（送致用封筒）



備考

- 1 表面に記載する「選挙事務」、「不在者投票在中」は朱書すること。
- 2 病院長等の氏名は、ゴム印等によって記載しても差し支えない。
なお、第8号様式送致用封筒は交付しないので、通常使用している封筒に様式に示す事項を記載して使用のこと。
- 3 郵送による場合は、レターパックを使用すること。

第9号様式 (送付書甲用紙)

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

不在者投票管理者

職 名

氏 名

印

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票について (送付)

このことについて、下記のとおり執行しましたので、公職選挙法施行令第60条の規定により不在者投票を別添のとおり送付します。

記

1 投票用紙及び投票用封筒の精算内訳

| 区 分 | | 衆議院比例代表 選出議員選挙 | | 衆議院小選挙区 選出議員選挙 | | 最高裁判所裁判官 国民審査 | |
|-------------|-------------------|-------------------|----|-------------------|----|------------------|----|
| | | 投票用紙 | 封筒 | 投票用紙 | 封筒 | 投票用紙 | 封筒 |
| 一括 請求 | 受領枚数 | | | | | | |
| | 使用枚数 | | | | | | |
| | 残り枚数 | | | | | | |
| | 投票者数 ^㉑ | 人 | | 人 | | 人 | |
| 個別 請求 | 投票者数 ^㉒ | 人 | | 人 | | 人 | |
| 合計投票者数(㉑+㉒) | | 人 | | 人 | | 人 | |
| 不在者投票証明書 | | 通 | | | | | |


2 不在者投票用紙等請求書兼送付書 (乙用紙)

別紙No.1 から No. のとおり。

第10号様式（船員の不在者投票用紙）

その1

（衆議院比例代表選出議員選挙の船員不在者投票用紙）


| | | |
|--|---|---------|
| せいとう　　た 政　党　そ　の　他　の せいじだんたい 政治団体の めいしよまた　りかくしよ 名称又は略称 |  | 船員不在者投票 |
| | 第五十回　衆議院 | |
| | 比例代表選出議員選挙投票 | |
| | ○注意 一 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。 | |

備考

用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

その2

（衆議院小選挙区選出議員選挙の船員不在者投票用紙）

| | | |
|-------------------|---|---------|
| こうほしやしめい 候補者氏名 |  | 船員不在者投票 |
| | 第五十回　衆議院 | |
| | 小選挙区選出議員選挙投票 | |
| | ○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 | |

備考

用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

その3

(最高裁判所裁判官国民審査の船員不在者投票用紙)

| | | | | | | ×を書く欄 |
|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | 裁判官の氏名 |
| | | | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">船員不在者投票</p> <p style="text-align: center;">第二十六回</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> </div> <p>注意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。</p> |
| | | | | | | |

備考

用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

指定病院等における不在者投票の具体的な事務手続例

指定病院及び老人ホーム等における不在者投票については前述のとおりですが、具体的な例は次のとおりです。〇〇〇〇〇を付しているのが、その時点における記入事項です。

I 通常の不在者投票の場合

1 指定病院である鳥取病院に入院中の患者の山田花子さん、病院を通じて投票用紙等を請求し、令和何年何月何日同病院で、不在者投票を行うことになった。同病院の不在者投票管理者は、病院長の甲山太郎氏であり、この不在者投票を行う際の立会人は、施設外から要請した乙野次郎氏という。請求によって名簿登載の甲野市選管から所定の事項を記載した投票用紙及び不在者投票用封筒の送付があった。

甲野市選管から送付のあった不在者投票用封筒は、次のとおり。

| 【外封筒】 | 【内封筒】 |
|-------|-------|
| 表 | 裏 |
| 表 | 表 |
| 裏 | 裏 |

第50回来議院（小選挙区）選出議員選挙

不在者投票
(外封筒)

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所

不在者投票管理者

立会人

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

□在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 投票区 | 頁 | 番 | 号 |
| | | | |
| 備考 | | | |

(内封筒)

注意

この封筒には何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、
封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封を
し下す。

2 不在者投票者の山田花子さんは、投票記載所で、自ら候補者一名の氏名を記載し、その投票用紙を内封筒（この封筒には何も記入してはならない。）に入れ、封をし、その後、に所定の投票用外封筒に入れ封をし、同封筒の投票者氏名欄に自分の名前を記して、不在者投票管理者甲山太郎氏に提出した。

第50回衆議院（小選挙区）選出議員選挙

不在者投票
（外封筒）

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所

不在者投票管理者

立会人

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。

二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者
山○
田○
花○
子○

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)

| | | |
|-----|---|----|
| 投票区 | 頁 | 番号 |
| | | |
| 備考 | | |

3 封をした投票用封筒を受理した不在者投票管理者の甲山太郎氏は同封筒に所定の記入事項である(1)投票の年月日、(2)投票の場所、(3)不在者投票管理者の職名と氏名の記入をした。

第50回衆議院(小選挙区)選出議員選挙

不在者投票
(外封筒)

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者 山田花子

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投票年月日 令和何年何月何日 投票場所 鳥取病院事務室

不在者投票管理者 鳥取病院長 甲山太郎

□在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)

| | | |
|-----|---|----|
| 投票区 | 頁 | 番号 |
| | | |
| 備考 | | |

4 次いで、この不在者投票に立ち会った立会人の乙野次郎氏は「立会人」の欄に署名をして、山田花子さんに関する投票管理の一連の行為は完全に行われた。

第50回衆議院（小選挙区）選出議員選挙

不在者投票
(外封筒)

投票年月日 令和何年何月何日 投票場所 鳥取病院事務室

不在者投票管理者 鳥取病院長 甲山太郎

立会人 乙野次郎

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。

二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者 山田花子

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)

| | | |
|-----|---|----|
| 投票区 | 頁 | 番号 |
| | | |
| 備考 | | |

II 不在者投票の代理投票（不在者投票事務処理要領7ページ左列参照）における投票用封筒に記載すべき事項については、Iと同様です。

III 不在者投票の代理投票の仮投票（不在者投票事務処理要領7ページ左列参照）については、投票用封筒の表面の代理記載人欄に代理記載人の氏名を記載させなくてはなりません。そのほかの同封筒の記載についてはIと同様です。

第50回衆議院（小選挙区）選出議員選挙

不在者投票
（外封筒）

投票年月日 令和何年何月何日 投票場所 鳥取病院事務室

不在者投票管理者 鳥取病院長 甲山太郎

立会人 乙野次郎

鳥取県
選挙管理
委員会印

代理記載人 丙野三郎

投票者 山田花子

※仮投票の場合のみ記載

在外選挙人の投票に使用
 （在外選挙人）

注意一、投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
 二、代理記載人欄の氏名は代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

| | | |
|-----|---|----|
| 投票区 | 頁 | 番号 |
| | | |
| 備考 | | |

※ 代理記載人欄は、代理投票の仮投票の場合にのみ記載。

別表1

市町村選挙管理委員会所在地等一覧表

令和6年10月1日現在

| 市町村名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 | FAX番号 |
|------|----------|-----------------|--------------|--------------|
| 鳥取市 | 680-8571 | 鳥取市幸町71 | 0857-30-8477 | 0857-20-3945 |
| 米子市 | 683-8686 | 米子市加茂町1-1 | 0859-23-5346 | 0859-23-5349 |
| 倉吉市 | 682-8633 | 倉吉市堺町2-253-1 | 0858-22-8147 | 0858-22-8170 |
| 境港市 | 684-8501 | 境港市上道町3426 | 0859-47-1082 | 0859-47-1133 |
| 岩美町 | 681-8501 | 岩美町大字浦富675-1 | 0857-73-1411 | 0857-73-1569 |
| 若桜町 | 680-0792 | 若桜町大字若桜801-5 | 0858-82-2211 | 0858-82-0134 |
| 智頭町 | 689-1402 | 智頭町大字智頭2072-1 | 0858-75-4111 | 0858-75-1193 |
| 八頭町 | 680-0493 | 八頭町郡家493 | 0858-76-0201 | 0858-73-0147 |
| 三朝町 | 682-0195 | 三朝町大字大瀬999-2 | 0858-43-1111 | 0858-43-0647 |
| 湯梨浜町 | 682-0723 | 湯梨浜町大字久留19-1 | 0858-35-3113 | 0858-35-3697 |
| 琴浦町 | 689-2392 | 琴浦町大字徳万591-2 | 0858-52-2111 | 0858-49-0000 |
| 北栄町 | 689-2292 | 北栄町由良宿423-1 | 0858-37-5861 | 0858-37-5339 |
| 日吉津村 | 689-3553 | 日吉津村大字日吉津872-15 | 0859-27-0211 | 0859-27-0903 |
| 大山町 | 689-3211 | 大山町御来屋328 | 0859-54-5201 | 0859-54-2702 |
| 南部町 | 683-0351 | 南部町法勝寺377-1 | 0859-66-3112 | 0859-66-4806 |
| 伯耆町 | 689-4133 | 伯耆町吉長37-3 | 0859-68-3111 | 0859-68-3866 |
| 日南町 | 689-5292 | 日南町霞800 | 0859-82-1111 | 0859-82-1478 |
| 日野町 | 689-4503 | 日野町根雨101 | 0859-72-0331 | 0859-72-1484 |
| 江府町 | 689-4401 | 江府町大字江尾1717-1 | 0859-75-2211 | 0859-75-2389 |

指定病院等一覧(施設番号順)

| 施設番号 | 施設名 | 郵便番号 | 市町村番号 | 所在地 | 代表者 | 電話番号 | ファックス番号 | 収容定員 | 区分 |
|------|---|----------|-------|------------------|------------|--------------|--------------|------|----|
| 1 | 鳥取赤十字病院 | 680-8517 | 1 | 鳥取市南徳町117 | 院長 竹内裕美 | 0857-24-8111 | 0857-22-7903 | 350 | 1 |
| 2 | 鳥取県立中央病院 | 680-0901 | 1 | 鳥取市江津730 | 院長 廣岡保明 | 0857-26-2271 | 0857-29-3227 | 518 | 1 |
| 3 | 鳥取市立病院 | 680-8501 | 1 | 鳥取市の場一丁目1 | 施設長 平野文弘 | 0857-37-1522 | 0857-37-1553 | 340 | 1 |
| 4 | 独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター | 689-0203 | 1 | 鳥取市三津876 | 院長 高橋 浩士 | 0857-59-1111 | 0857-59-1589 | 463 | 1 |
| 5 | 鳥取生協病院 | 680-0833 | 1 | 鳥取市末広温泉町458 | 院長 皆木眞一 | 0857-24-7251 | 0857-26-2945 | 260 | 1 |
| 6 | 社会医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院 | 680-0011 | 1 | 鳥取市東町三丁目307 | 院長 渡辺 憲 | 0857-24-1151 | 0857-24-1024 | 282 | 1 |
| 7 | 医療法人社団 尾崎病院 | 680-0941 | 1 | 鳥取市山町北2丁目555 | 理事長 尾崎 舞 | 0857-28-6616 | 0857-31-0730 | 180 | 1 |
| 8 | 鳥取市介護老人保健施設やすらぎ | 680-0873 | 1 | 鳥取市の場一丁目11 | 施設長 以後 樹子 | 0857-53-5770 | 0857-53-5766 | 100 | 1 |
| 9 | 介護老人保健施設いなば幸朋苑(従来型) | 680-0001 | 1 | 鳥取市浜坂228-1 | 施設長 金藤 大三 | 0857-23-6611 | 0857-23-6613 | 80 | 1 |
| 10 | ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑 | 680-0001 | 1 | 鳥取市浜坂228-1 | 施設長 金藤 大三 | 0857-23-6611 | 0857-23-6613 | 20 | 1 |
| 11 | 医療法人賛善会老人保健施設はまゆう | 680-0924 | 1 | 鳥取市野寺62-1 | 施設長 田中敬子 | 0857-51-7801 | 0857-51-7810 | 100 | 1 |
| 12 | 鳥取大学医学部附属病院 | 683-8504 | 2 | 米子市西町36-1 | 病院長 武中 篤 | 0859-38-7027 | 0859-38-7029 | 697 | 1 |
| 13 | 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター | 683-0006 | 2 | 米子市車尾4丁目17-1 | 院長 久留 一郎 | 0859-33-7111 | 0859-34-1580 | 270 | 1 |
| 14 | 社会医療法人同愛会 博愛病院 | 683-0853 | 2 | 米子市高三柳1880 | 院長 石部 裕一 | 0859-29-1100 | 0859-29-6322 | 199 | 1 |
| 15 | 医療法人育生会 高島病院 | 683-0826 | 2 | 米子市西町6 | 理事長 浦辺千晶 | 0859-32-7111 | 0859-23-3863 | 119 | 1 |
| 16 | 独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院 | 683-8605 | 2 | 米子市皆生新田一丁目8-1 | 院長 萩野 浩 | 0859-33-8181 | 0859-22-9651 | 363 | 1 |
| 17 | 医療法人友誠会 皆生温泉病院 | 683-0002 | 2 | 米子市皆生新田三丁目7-8 | 院長 森本兼人 | 0859-32-9119 | 0859-32-3869 | 158 | 1 |
| 18 | 医療法人養和会 養和病院 | 683-0841 | 2 | 米子市上後藤三丁目5-1 | 院長 野坂仁愛 | 0859-29-5351 | 0859-29-7179 | 230 | 1 |
| 19 | 医療法人養和会 介護老人保健施設 仁風荘(従来型) | 683-0841 | 2 | 米子市上後藤三丁目5-1 | 施設長 門脇 敬一 | 0859-24-0007 | 0859-48-1028 | 56 | 1 |
| 20 | 医療法人養和会 ユニット型介護老人保健施設 仁風荘 | 683-0841 | 2 | 米子市上後藤三丁目5-1 | 施設長 門脇 敬一 | 0859-24-0007 | 0859-48-1028 | 44 | 1 |
| 21 | 医療法人厚生会 介護老人保健施設あわしま | 683-0854 | 2 | 米子市彦名町1250 | 施設長 渡邊 ありさ | 0859-24-1503 | 0859-24-1504 | 87 | 1 |
| 22 | 社会医療法人同愛会 介護老人保健施設やわらぎ | 683-0801 | 2 | 米子市新開4丁目11-13 | 施設長 大村 宏 | 0859-31-1000 | 0859-31-1003 | 67 | 1 |
| 23 | ユニット型介護老人保健施設やわらぎ | 683-0801 | 2 | 米子市新開4丁目11-13 | 施設長 大村 宏 | 0859-31-1000 | 0859-31-1003 | 10 | 1 |
| 24 | 医療法人 真誠会 介護老人保健施設ゆくとびあ | 683-0852 | 2 | 米子市河崎581-3 | 理事長 前田 浩寿 | 0859-24-5666 | 0859-24-6032 | 89 | 1 |
| 25 | 介護老人保健施設ゆとびあ | 683-0104 | 2 | 米子市大崎1511-1 | 施設長 齋藤 憲樹 | 0859-48-2334 | 0859-48-2277 | 70 | 1 |
| 26 | 介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑(従来型) | 683-0021 | 2 | 米子市石井1238 | 施設長 濱副隆一 | 0859-26-5566 | 0859-26-5570 | 36 | 1 |
| 27 | ユニット型介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑 | 683-0021 | 2 | 米子市石井1238 | 施設長 濱副隆一 | 0859-26-5566 | 0859-26-5570 | 44 | 1 |
| 28 | 鳥取県立厚生病院 | 682-0804 | 3 | 倉吉市東昭和町150 | 院長 花木 啓一 | 0858-22-8181 | 0858-22-1350 | 304 | 1 |
| 29 | 医療法人里仁会 北岡病院 | 682-0887 | 3 | 倉吉市明治町1031-5 | 院長 松田哲郎 | 0858-22-3176 | 0858-22-7299 | 102 | 1 |
| 30 | 医療法人共済会 清水病院 | 682-0881 | 3 | 倉吉市宮川町129 | 院長 堤嶋 正 | 0858-22-6170 | 0858-22-3030 | 98 | 1 |
| 31 | 医療法人十字会 野島病院 | 682-0863 | 3 | 倉吉市瀬崎町2714-1 | 院長 山本敏雄 | 0858-22-6231 | 0858-22-6843 | 190 | 1 |
| 32 | 医療福祉センター 倉吉病院 | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根43 | 院長 兼子幸一 | 0858-26-1011 | 0858-22-6843 | 240 | 1 |
| 33 | 医療法人清生会 谷口病院 | 682-0022 | 3 | 倉吉市上井町一丁目13 | 病院長 佐伯英明 | 0858-26-1211 | 0858-26-1216 | 42 | 1 |
| 34 | 医療法人専仁会 信生病院 | 682-0017 | 3 | 倉吉市清谷町一丁目286 | 理事長 岸田政実 | 0858-26-7773 | 0858-26-7753 | 92 | 1 |
| 35 | 医療法人清和会 垣田病院 | 682-0021 | 3 | 倉吉市上井302-1 | 院長 坂本雅彦 | 0858-26-5211 | 0858-26-6724 | 86 | 1 |
| 36 | 介護老人保健施設 ル・サンテリアン(従来型) | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根55-233 | 施設長 遠藤 信典 | 0858-26-3051 | 0858-26-3005 | 40 | 1 |
| 37 | ユニット型介護老人保健施設 ル・サンテリアン | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根55-233 | 施設長 遠藤 信典 | 0858-26-3051 | | 60 | 1 |
| 38 | 医療法人清和会 介護老人保健施設うつぶき | 682-0021 | 3 | 倉吉市上井301 | 施設長 山村 至 | 0858-26-6331 | 0858-48-1528 | 100 | 1 |
| 39 | 医療法人十字会 老人保健施設のじま | 682-0863 | 3 | 倉吉市瀬崎町2714-1 | 施設長 熊谷 智夫 | 0858-23-7100 | 0858-23-7101 | 106 | 1 |
| 40 | 社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院 | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根43-1 | 院長 宮崎 聡 | 0858-26-2111 | 0858-26-2112 | 120 | 1 |
| 41 | 鳥取県済生会境港総合病院 | 684-8555 | 4 | 境港市米川町44 | 病院長 佐々木祐一郎 | 0859-42-3161 | 0859-42-3165 | 197 | 1 |
| 42 | 介護老人保健施設 さかい幸朋苑 | 684-0063 | 4 | 境港市誠道町2082 | 施設長 渡部信之 | 0859-45-6782 | 0859-45-6818 | 50 | 1 |
| 43 | 済生会介護老人保健施設はまかぜ | 684-0062 | 4 | 境港市蓮池町78-1 | 施設長 栗木悦子 | 0859-42-3190 | 0859-47-0890 | 50 | 1 |
| 44 | 岩美町国民健康保険岩美病院 | 681-0003 | 5 | 岩美郡岩美町大字浦富1029-2 | 事業管理者 小谷訓男 | 0857-73-1421 | 0857-73-0028 | 99 | 1 |
| 45 | 介護老人保健施設すこやか | 680-0463 | 8 | 八頭郡八頭町宮谷123 | 施設長 村田勝敬 | 0858-76-7600 | 0858-76-0588 | 76 | 1 |
| 46 | 国民健康保険 智頭病院 | 689-1402 | 7 | 八頭郡智頭町大字智頭1875 | 院長 足立 誠司 | 0858-75-3211 | 0858-75-3636 | 144 | 1 |
| 47 | 鳥取医療生協鹿野温泉病院 | 689-0325 | 1 | 鳥取市鹿野町今市242 | 院長 竹内 勲 | 0857-84-2311 | 0857-84-3287 | 96 | 1 |
| 48 | 介護老人保健施設ル・サンテリアン鹿野 | 689-0425 | 1 | 鳥取市鹿野町今市80 | 管理者 平本眞介 | 0857-84-3700 | 0857-84-3705 | 80 | 1 |
| 49 | 介護老人保健施設ル・サンテリアン鹿野ユニット型 | 689-0425 | 1 | 鳥取市鹿野町今市80 | 管理者 平本眞介 | 0857-84-3700 | 0857-84-3705 | 20 | 1 |
| 50 | 医療法人専仁会 介護老人保健施設 ハワイ信生苑 | 682-0715 | 10 | 東伯郡湯梨浜町はわい温泉58-5 | 理事長 岸田政実 | 0858-35-5211 | 0858-35-5212 | 71 | 1 |
| 51 | 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院 | 682-0197 | 9 | 東伯郡三朝町山田690 | 院長 深田 信 | 0858-43-1221 | 0858-43-2732 | 178 | 1 |
| 52 | 南部町国民健康保険西伯病院 | 683-0323 | 15 | 西伯郡南部町優397 | 院長 長谷川純一 | 0859-66-2211 | 0859-66-4012 | 198 | 1 |
| 53 | 介護老人保健施設ル・サンテリアンよどえ(従来型) | 689-3425 | 2 | 米子市淀江町佐陀2169 | 管理者 武田 二郎 | 0859-56-4073 | 0859-56-4075 | 41 | 1 |
| 54 | 介護老人保健施設ル・サンテリアンよどえユニット型 | 689-3425 | 2 | 米子市淀江町佐陀2169 | 管理者 武田 二郎 | 0859-56-4073 | 0859-56-4075 | 40 | 1 |
| 55 | 医療法人美穂会介護老人保健施設小谷苑 | 689-3205 | 14 | 西伯郡大山町西坪545-1 | 理事長 丸山真美 | 0859-54-3388 | 0859-54-3690 | 94 | 1 |
| 56 | 医療法人社団キマチ外科・整形外科医院介護老人保健施設サンライズ名和 | 689-3221 | 14 | 西伯郡大山町富長750-3 | 施設長 東海秀和 | 0859-54-3232 | 0859-54-3212 | 60 | 1 |
| 57 | 日野病院組合 日野病院 | 689-4504 | 18 | 日野郡日野町野田332 | 埴田洋一 | 0859-72-0351 | 0859-72-0089 | 99 | 1 |
| 58 | 医療法人社団日翔会 介護老人保健施設 おしどり荘 | 689-4503 | 18 | 日野郡日野町根野909-1 | 施設長 原田和美 | 0859-72-0410 | 0859-72-1784 | 70 | 1 |
| 59 | 日南町国民健康保険 日南病院 | 689-5211 | 17 | 日野郡日南町生山511-7 | 事業管理者 福家寿樹 | 0859-82-1235 | 0859-82-1341 | 99 | 1 |
| 60 | 社会医療法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 | 680-0003 | 1 | 鳥取市兜寺181 | 院長 日笠頼績 | 0857-27-1151 | 0857-27-1152 | 180 | 1 |
| 61 | 老人保健施設 ふたば | 680-8062 | 1 | 鳥取市国府町稲葉丘三丁目303 | 管理者 山脇敏正 | 0857-23-1830 | 0857-23-1903 | 100 | 1 |
| 62 | 介護老人保健施設 ル・サンテリアン北条(従来型) | 689-2111 | 12 | 東伯郡北条町下123-1 | 理事長 藤井一博 | 0858-36-5220 | 0858-36-5224 | 60 | 1 |
| 63 | 介護老人保健施設 ル・サンテリアン北条ユニット型 | 689-2111 | 12 | 東伯郡北条町下123-1 | 理事長 藤井一博 | 0858-36-5220 | 0858-36-5224 | 20 | 1 |
| 64 | 社会福祉法人敬仁会介護老人保健施設ル・サンテリアン東郷 | 689-0731 | 10 | 東伯郡湯梨浜町野花443-1 | 施設長 今田 慎雅 | 0858-32-2570 | 0858-32-2574 | 47 | 1 |
| 65 | ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリアン東郷 | 689-0731 | 10 | 東伯郡湯梨浜町野花443-1 | 施設長 今田 慎雅 | 0858-32-2570 | 0858-32-2574 | 18 | 1 |
| 66 | 医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり(従来型) | 682-0411 | 3 | 倉吉市関金町関金宿1891-1 | 施設長 谷田 理 | 0858-45-6111 | 0858-45-6113 | 54 | 1 |
| 67 | 医療法人至誠会ユニット型介護老人保健施設ひまわり | 682-0411 | 3 | 倉吉市関金町関金宿1891-1 | 施設長 谷田 理 | 0858-45-6111 | 0858-45-6113 | 44 | 1 |
| 68 | 医療法人昌平会大山西リハビリテーション病院 | 689-4102 | 16 | 西伯郡伯耆町大原927-1 | 病院長 富田昌宏 | 0859-68-4111 | 0859-68-4185 | 60 | 1 |
| 69 | 介護老人保健施設アイア | 683-0257 | 2 | 米子市根原1823 | 施設長 清水法男 | 0859-39-7700 | 0859-39-7701 | 70 | 1 |
| 70 | 社会福祉法人宏平会介護老人保健施設しほのさと | 689-4105 | 16 | 西伯郡伯耆町古久1109-2 | 理事長 富田昌宏 | 0859-68-6565 | 0859-68-6566 | 70 | 1 |
| 71 | 介護老人保健施設はまなす | 689-3114 | 14 | 西伯郡大山町中1383 | 施設長 岸田 秀幸 | 0858-58-6161 | 0858-58-2175 | 50 | 1 |
| 72 | 介護老人保健施設ウェルケアいなば | 680-1203 | 1 | 鳥取市河原町福常463 | 施設長 芦田 一郎 | 0858-85-1681 | 0858-85-0011 | 68 | 1 |
| 73 | 錦海リハビリテーション病院 | 683-0825 | 2 | 米子市錦海町3-4-5 | 病院長 角田賢 | 0859-34-2300 | 0859-34-2303 | 48 | 1 |
| 74 | 介護老人保健施設あやめ | 689-4411 | 19 | 日野郡江府町大字武庫475 | 施設長 秦 幸吉 | 0859-75-3230 | 0859-75-3280 | 40 | 1 |
| 75 | 介護老人保健施設あやめ(ユニット型) | 689-4411 | 19 | 日野郡江府町大字武庫475 | 施設長 秦 幸吉 | 0859-75-3230 | 0859-75-3280 | 40 | 1 |
| 76 | 鳥取県済生会介護医療院なでこ境港 | 684-8555 | 4 | 境港市米川町44 | 施設長 丸山茂樹 | 0859-42-5801 | 0859-42-5801 | 29 | 1 |
| 77 | 社会医療法人仁厚会米子東病院 | 689-3425 | 2 | 米子市淀江町佐陀2169 | 院長 森尾 泰夫 | 0859-56-5232 | 0859-56-5233 | 95 | 1 |
| 78 | 医療法人社団昌平会介護医療院はじめ | 689-4102 | 16 | 西伯郡伯耆町大原927-1 | 管理者 富田昌宏 | 0859-68-4111 | 0859-68-4185 | 40 | 1 |
| 79 | 社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院介護医療院セナテリアンハウス | 680-0011 | 1 | 鳥取市東町三丁目307 | 院長 渡辺 憲 | 0857-24-1151 | 0857-24-1024 | 26 | 1 |
| 80 | 社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院介護医療院カメリアハウス | 680-0003 | 1 | 鳥取市兜寺181 | 院長 日笠頼績 | 0857-27-1151 | 0857-27-1152 | 60 | 1 |
| 81 | 社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院介護医療院マгноリアハウス | 680-0003 | 1 | 鳥取市兜寺181 | 院長 日笠頼績 | 0857-27-1151 | 0857-27-1152 | 60 | 1 |
| 82 | 鳥取医療生活協同組合介護医療院レインボーしかの | 689-0425 | 1 | 鳥取市鹿野町今市242 | 施設長 上 萬 恵 | 0857-84-2311 | 0857-84-3287 | 46 | 1 |
| 83 | 養護老人ホーム鳥取市なごみ苑 | 680-0873 | 1 | 鳥取市の場二丁目1 | 所長 川口文彦 | 0857-53-6551 | 0857-53-6554 | 90 | 2 |
| 84 | ふしの白寿苑(ユニット型) | 689-0201 | 1 | 鳥取市伏野1771番地36 | 苑長 塩 俊英 | 0857-59-0108 | 0857-59-1700 | 70 | 2 |
| 85 | 白兎あすなろ | 689-0206 | 1 | 鳥取市白兎8 | 施設長 太田 勝彦 | 0857-59-0111 | 0857-59-1228 | 100 | 2 |
| 86 | 美和あすなろ | 680-1146 | 1 | 鳥取市赤子田451 | 施設長 名越 善彦 | 0857-53-5721 | 0857-53-5724 | 82 | 2 |

指定病院等一覧(施設番号順)

| 施設番号 | 施設名 | 郵便番号 | 市町村番号 | 所在地 | 代表者 | 電話番号 | ファックス番号 | 収容定員 | 区分 |
|------|--|----------|-------|--------------------|------------|---------------|--------------|------|----|
| 87 | ケアハウス いなば幸朋苑 | 680-0001 | 1 | 鳥取市浜坂228-1 | 施設長 田中 俊介 | 0857-23-6611 | 0857-23-6613 | 50 | 2 |
| 88 | 高草あすなろ(従来型) | 680-1418 | 1 | 鳥取市大橋330 | 施設長 大橋茂樹 | 0857-39-1800 | 0857-39-1801 | 86 | 2 |
| 89 | 高草あすなろ(ユニット型事業所) | 680-1418 | 1 | 鳥取市大橋330 | 施設長 大橋茂樹 | 0857-39-1800 | 0857-39-1801 | 30 | 2 |
| 90 | 特別養護老人ホーム若葉台(従来型) | 689-1112 | 1 | 鳥取市若葉台南四丁目2-27 | 所長 野村 智恵美 | 0857-38-6666 | 0857-38-6611 | 86 | 2 |
| 91 | 特別養護老人ホーム若葉台(ユニット型事業所) | 689-1112 | 1 | 鳥取市若葉台南四丁目2-27 | 所長 野村 智恵美 | 0857-38-6666 | 0857-38-6611 | 10 | 2 |
| 92 | 皆生みどり苑 | 683-0002 | 2 | 米子市皆生新田二丁目3-1 | 苑長 飯田健一 | 0859-32-2500 | 0859-32-2507 | 20 | 2 |
| 93 | 皆生みどり苑(ユニット型) | 683-0002 | 2 | 米子市皆生新田二丁目3-1 | 苑長 飯田健一 | 0859-32-2500 | 0859-32-2507 | 80 | 2 |
| 94 | 特別養護老人ホーム よなご幸朋苑 | 683-0841 | 2 | 米子市上後藤3丁目7-1 | 施設長 高岡久雄 | 0859-30-0123 | 0859-30-0130 | 74 | 2 |
| 95 | 特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑(従来型) | 683-0021 | 2 | 米子市石井1238 | 施設長 松本恭治 | 0859-26-5566 | 0859-26-5570 | 80 | 2 |
| 96 | ユニット型特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑 | 683-0021 | 2 | 米子市石井1238 | 施設長 松本恭治 | 0859-26-5566 | 0859-26-5570 | 24 | 2 |
| 97 | 介護老人福祉施設博愛苑 | 689-3533 | 2 | 米子市一部555 | 施設長 長瀬 由卓 | 0859-37-1100 | 0859-27-7233 | 84 | 2 |
| 98 | 介護老人福祉施設ピースポート | 683-0104 | 2 | 鳥取市大崎1511-1 | 施設長 竹下 将史 | 0859-48-2332 | 0859-48-2277 | 74 | 2 |
| 99 | 社会福祉法人こうほうえん ケアハウスなんぶ幸朋苑 | 683-0021 | 2 | 米子市石井1238 | 施設長 森安 克彦 | 0859-26-5566 | 0859-26-5570 | 50 | 2 |
| 100 | 養護老人ホーム シルバー倉吉 | 682-0018 | 3 | 倉吉市福庭町2丁目145 | 森石 彰子 | 0858-26-0821 | 0858-26-0822 | 50 | 2 |
| 101 | 湯梨浜はごも苑(ユニット型) | 682-0712 | 3 | 東伯郡湯梨浜町上浅津407 | 苑長 池添 順子 | 0858-41-1701 | 0858-41-1702 | 120 | 2 |
| 102 | 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン(従来型) | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根55-3 | 施設長 平田雅人 | 0858-26-0115 | 0858-26-0116 | 35 | 2 |
| 103 | ユニット型介護老人福祉施設 ル・ソラリオン | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根55-3 | 施設長 平田雅人 | 0858-26-0115 | 0858-26-0116 | 100 | 2 |
| 104 | 特別養護老人ホーム さかい幸朋苑 | 684-0063 | 4 | 境港市誠道町2083番地 | 施設長 濱田 社 | 0859-45-6781 | 0859-45-6785 | 90 | 2 |
| 105 | ケアハウスさかい幸朋苑 | 684-0063 | 4 | 境港市誠道町2082 | 施設長 中嶋 健児 | 0859-45-6782 | 0859-45-6818 | 50 | 2 |
| 106 | 岩井あすなろ(従来型) | 681-0025 | 5 | 岩美郡岩美町大字宇治1034 | 施設長 坂本資明 | 0857-72-3571 | 0857-72-3575 | 38 | 2 |
| 107 | 岩井あすなろ(ユニット型事業所) | 681-0025 | 5 | 岩美郡岩美町大字宇治1034 | 施設長 坂本資明 | 0857-72-3571 | 0857-72-3575 | 44 | 2 |
| 108 | 特別養護老人ホーム 河原あすなろ | 680-1205 | 1 | 鳥取市河原町今在家842 | 施設長 井殿修子 | 0858-85-1411 | 0858-85-1573 | 76 | 2 |
| 109 | 智頭町立智頭心和苑 | 689-1402 | 7 | 八頭郡智頭町大字智頭1875 | 所長 高田昌史之 | 0858-75-2717 | 0858-75-0025 | 76 | 2 |
| 110 | 特別養護老人ホーム 気高あすなろ | 689-0351 | 1 | 鳥取市気高町八幡268 | 施設長 大橋 陽子 | 0857-82-3971 | 0857-82-3975 | 70 | 2 |
| 111 | 母来寮 | 682-0712 | 10 | 東伯郡湯梨浜町大字上浅津70-1 | 寮長 圓山智則 | 0858-35-2019 | 0858-35-2023 | 124 | 2 |
| 112 | 特別養護老人ホーム三朝温泉 三喜苑 | 682-0125 | 9 | 東伯郡三朝町大字横手396 | 施設長 藤原 佐智 | 0858-43-3322 | 0858-43-3321 | 70 | 2 |
| 113 | ケアハウスみどり園 | 689-2301 | 11 | 東伯郡琴浦町大字八橋1937 | 施設長 小倉 寿行 | 0858-53-2511 | 0858-53-2512 | 50 | 2 |
| 114 | 特別養護老人ホームみどり園 | 689-2301 | 11 | 東伯郡琴浦町大字八橋1937 | 施設長 加藤昌子 | 0858-53-2820 | 0858-53-2822 | 90 | 2 |
| 115 | 介護老人福祉施設百寿苑 | 689-2501 | 11 | 東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3 | 苑長 入江祐子 | 0858-55-2051 | 0858-55-2445 | 50 | 2 |
| 116 | 特別養護老人ホームゆらく | 683-0337 | 15 | 西伯郡南部町落合480 | 施設長 細田庸夫 | 0859-66-2253 | 0859-66-2282 | 97 | 2 |
| 117 | 特別養護老人ホームいずみの苑 | 689-3402 | 2 | 米子市淀江町淀江1075 | 理事長 河本美穂 | 0859-56-6888 | 0859-56-3338 | 74 | 2 |
| 118 | 軽費老人ホーム玉真園 | 689-3226 | 14 | 西伯郡大山町大塚717 | 園長代行 吉田 明正 | 0859-54-2438 | 0859-54-2393 | 75 | 2 |
| 119 | 特別養護老人ホームあかねの郷 | 689-5665 | 17 | 日野郡日南町下石見2315 | 理事長 坪倉 孔喜 | 0859-83-0842 | 0859-83-0846 | 90 | 2 |
| 120 | 特別養護老人ホーム江美の郷 | 689-4403 | 19 | 日野郡江府町大字久遠7 | 施設長 小倉格 | 0859-75-3626 | 0859-75-3645 | 50 | 2 |
| 121 | ケアハウス 新いなば幸朋苑 | 680-0001 | 1 | 鳥取市浜坂222-1 | 施設長 中尾 一成 | 0857-39-8665 | 0857-23-6771 | 36 | 2 |
| 122 | 介護老人福祉施設新いなば幸朋苑 | 680-0001 | 1 | 鳥取市浜坂222-1 | 施設長 中尾 一成 | 0857-39-8665 | 0857-23-6771 | 50 | 2 |
| 123 | 社会福祉法人敬仁会特別養護老人ホーム ル・ソラリオン名和 | 689-3205 | 14 | 西伯郡大山町西坪520-1 | 施設長 佐々木 和代 | 0859-54-6500 | 0859-54-6501 | 70 | 2 |
| 124 | 社会福祉法人敬仁会ケアハウス ル・ソラリオン名和 | 689-3205 | 14 | 西伯郡大山町西坪520-1 | 施設長 佐々木 和代 | 0859-54-6500 | 0859-54-6501 | 15 | 2 |
| 125 | 指定介護老人福祉施設わかさあすなろ | 680-0701 | 6 | 八頭郡若桜町若桜1238 | 施設長 石近秀明 | 0858-82-5151 | 0858-82-5152 | 66 | 2 |
| 126 | ケアハウス三喜苑 | 682-0125 | 9 | 東伯郡三朝町大字横手396 | 施設長 藤原 佐智 | 0858-43-3322 | 0858-43-3321 | 15 | 2 |
| 127 | ケアハウスいずみの苑 | 689-3402 | 2 | 米子市淀江町淀江1075 | 理事長 河本美穂 | 0859-56-6888 | 0859-56-3338 | 20 | 2 |
| 128 | 社会福祉法人みのり福祉会倉吉スターロイヤル | 682-0922 | 3 | 倉吉市福守町433 | 施設長 森貞福恵 | 0858-28-6318 | 0858-28-6348 | 59 | 2 |
| 129 | ケアハウスリバーサイド | 683-0104 | 2 | 米子市大崎1511-1 | 施設長 竹下 将史 | 0859-48-2630 | 0859-48-2277 | 50 | 2 |
| 130 | ケアハウス ル・サンテリオン | 682-0023 | 3 | 倉吉市山根55-234 | 施設長 矢間 やすみ | 0858-26-3051 | | 15 | 2 |
| 131 | 社会福祉法人宏平会ケアハウス大山のふもと | 689-4102 | 16 | 西伯郡伯耆町大原1013-11 | 施設長 金田 友実 | 0859-68-6800 | 0859-68-6801 | 72 | 2 |
| 132 | 特別養護老人ホームすこやか | 680-0463 | 8 | 八頭郡八頭町宮谷174-1 | 施設長 田中 裕之 | 0858-76-7601 | | 74 | 2 |
| 133 | 社会福祉法人やず ケアハウスすこやか | 680-0463 | 8 | 八頭郡八頭町宮谷165-1 | 施設長 井上 貴之 | 0858-76-7611 | 0858-76-0590 | 50 | 2 |
| 134 | 特別養護老人ホーム あいご | 689-4503 | 18 | 日野郡日野町根雨730 | 松本敏紀 | 0859-77-0777 | 0859-72-1818 | 50 | 2 |
| 135 | 軽費老人ホーム第2ケアハウスみどり園 | 689-2301 | 11 | 東伯郡琴浦町大字八橋1937 | 施設長 前田信子 | 0858-53-6131 | 0858-53-2512 | 30 | 2 |
| 136 | 特別養護老人ホームなりすな(従来型) | 689-0511 | 1 | 鳥取市青谷町善田27-1 | 施設長 福永貴祐 | 0857-85-0117 | 0857-85-5025 | 50 | 2 |
| 137 | 特別養護老人ホームなりすな(ユニット型事業所) | 689-0511 | 1 | 鳥取市青谷町善田27-1 | 施設長 福永貴祐 | 0857-85-0117 | 0857-85-5025 | 36 | 2 |
| 138 | 有料老人ホームいずみの苑 | 689-3402 | 2 | 米子市淀江町淀江1075 | 理事長 河本美穂 | 0859-56-6888 | 0859-56-3338 | 84 | 2 |
| 139 | 特別養護老人ホーム大山やすらぎの里 | 689-3333 | 14 | 西伯郡大山町唐王208 | 施設長 浅田 龍太郎 | 0859-39-5555 | 0859-39-5100 | 57 | 2 |
| 140 | 介護老人福祉施設新さかい幸朋苑 | 684-0033 | 4 | 境港市上道町2053-1 | 施設長 藤本 健 | 0859-47-6511 | 0859-47-6513 | 64 | 2 |
| 141 | 社会福祉法人だんのだとケアハウス暖の里 | 680-1442 | 1 | 鳥取市吉岡温泉町52-1 | 施設長 川口 貞則 | 0857-57-0150 | 0857-57-0180 | 50 | 2 |
| 142 | 社会福祉法人だんのだとケアハウス暖の里新館 | 680-1442 | 1 | 鳥取市吉岡温泉町895-1 | 施設長 前田 康成 | 0857-54-5755 | 0857-54-5766 | 50 | 2 |
| 143 | 特別養護老人ホームいこいの社 | 680-0947 | 1 | 鳥取市湖山町西三丁目113-1 | 所長 奥田 恵子 | 0857-32-0151 | 0857-32-1510 | 80 | 2 |
| 144 | 社会福祉法人慶愛会 軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里あおい | 683-0001 | 2 | 米子市皆生温泉四丁目17-2 | 施設長 渡邊 愛子 | 0859-34-5731 | 0859-34-5741 | 50 | 2 |
| 145 | 介護老人福祉施設にしまち幸朋苑 | 680-0022 | 1 | 鳥取市西町5丁目108 | 理事長 廣江 晃 | 0857-25-6517 | 0857-25-6516 | 30 | 2 |
| 146 | 有料老人ホームけあホームひまわり開金 | 682-0411 | 3 | 倉吉市開金町開金宿1891-10 | 管理者 福井 直樹 | 0858-45-6117 | 0858-45-6113 | 18 | 2 |
| 147 | 小規模特別養護老人ホームきたやま | 680-0601 | 8 | 八頭郡八頭町北山159-1 | 施設長 岡垣一樹 | 0858-84-6220 | 0858-84-3111 | 29 | 2 |
| 148 | ケアハウスかずき | 689-3225 | 14 | 西伯郡大山町押平747-1 | 施設長 笠井敬一郎 | 0859-54-6180 | 0859-54-2788 | 30 | 2 |
| 149 | 特別養護老人ホームはまゆう | 680-0923 | 1 | 鳥取市服部204-1 | 理事長 田中彰 | 0857-51-7838 | 0857-51-7837 | 60 | 2 |
| 150 | 特別養護老人ホームのではまゆう | 680-0924 | 1 | 鳥取市野寺67番地 | 理事長 田中彰 | 0857-51-8188 | 0857-51-7078 | 70 | 2 |
| 151 | 地域密着型介護老人福祉施設皆生ピースポート(ユニット型) | 683-0801 | 2 | 米子市新開3丁目3-10 | 施設長 佐平登志美 | 080-5611-3358 | 0859-36-8192 | 29 | 2 |
| 152 | 養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール | 683-0801 | 2 | 米子市新開1丁目5-15 | 施設長 瀬野尾 剛 | 0859-33-9310 | 0859-33-9397 | 140 | 2 |
| 153 | 障害者福祉センター友愛寮 | 680-0947 | 1 | 鳥取市湖山町西三丁目113-1 | 寮長 金浦 文男 | 0857-28-4717 | 0857-28-4750 | 50 | 3 |
| 154 | 障害者福祉センター厚和寮 | 680-0947 | 1 | 鳥取市湖山町西三丁目127 | 寮長 生駒哲一 | 0857-28-0860 | 0857-28-0876 | 40 | 3 |
| 155 | 伏野つばき園 | 689-0201 | 1 | 鳥取市伏野2259番地43 | 施設長 荘田 伸陽 | 0857-59-1911 | 0857-59-2222 | 40 | 3 |
| 156 | ヴェルヴェチア | 682-0841 | 3 | 倉吉市大宮451-1 | 施設長 松下 昇 | 0858-28-6781 | 0858-28-6778 | 50 | 3 |
| 157 | 障害者支援施設 光洋の里 | 684-0072 | 4 | 境港市湊町2480 | 施設長 清水美和子 | 0859-45-5400 | 0859-45-5411 | 70 | 3 |
| 158 | 教護施設 よなご大平園 | 689-3541 | 2 | 米子市二本木1690 | 施設長 増田 賢二 | 0859-56-6226 | 0859-56-6228 | 70 | 4 |
| 159 | 教護施設ゆりはまだ大平園 | 689-0732 | 10 | 東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 | 施設長 石田 留美 | 0858-32-0780 | 0858-32-0787 | 80 | 4 |
| 160 | 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス | 680-0003 | | 鳥取市覚寺181番地 | 院長 日笠 頼枝 | 0857-27-1151 | 0857-27-1152 | 60 | 1 |
| 161 | 養和病院 介護医療院 | 683-0841 | | 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F | 管理者 野坂 仁愛 | 0859-29-5311 | | 30 | 1 |
| 162 | 介護医療院ふもと | 689-4102 | | 西伯郡伯耆町大原927-1 | 管理者 富田 昌宏 | 0859-68-4111 | 0859-68-4185 | 118 | 1 |
| 163 | ケアハウス新いなば幸朋苑はまなす | 680-0001 | | 鳥取市浜坂222-1 | 中尾 一成 | 0857-23-6611 | 0857-23-6771 | 29 | 2 |
| 164 | 西伯病院 介護医療院さくら | 683-0323 | | 西伯郡南部町倭397 | 陶山 和子 | | | 15 | 1 |
| 165 | 鳥取刑務所 | 680-1165 | | 鳥取市下麻野719 | 所長 西川原靖 | 0857-53-4191 | | 651 | 99 |
| 166 | 米子拘置支所 | 683-0841 | | 米子市上後藤六丁目15番1号 | 支所長 大家晃 | 0859-29-2541 | 0859-24-0133 | 50 | 99 |
| 167 | 鳥取県警本部 | 680-8520 | | 鳥取市東町一丁目271 | | | | | 99 |
| 168 | 鳥取少年鑑別支所 | 680-0007 | | 鳥取市湯所町2丁目417 | 所長 福井宏 | 0857-23-4441 | | | 99 |